

令和6年第2回穴水町議会6月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年6月4日(火)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

| | | | |
|-------------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 吉村 光輝 | 副 町 長 | 宮崎 高裕 |
| 教 育 長 | 大間 順子 | | |
| 総 務 課 長 | 北川 人嗣 | 復 旧 復 興 長 | 黒田 篤史 |
| 環 境 安 全 課 長 | 荒木 秀人 | 税 務 課 長 | 出水 幸織 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 笹谷 映子 | 子 育 て 健 康 課 長 | 谷口 天洋 |
| 観 光 交 流 課 長 | 小林 建史 | 地 域 整 備 課 長 | 金谷 康宏 |
| 上 下 水 道 課 長 | 勝本 健一 | 会 計 課 長 | 岡浦 祥美 |
| 教 育 委 員 会 長 | 松尾 美樹 | 総 合 病 院 長 | 橋本 真 |
| 教 務 局 長 | | 事 務 局 長 | |

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

令和6年第2回穴水町議会6月定例会日程表

| | 月 日 | 曜日 | 時 間 | 議 事 |
|------|-------|----|---------------------------|--|
| 第1日 | 6月4日 | 火 | 午前10時 | (開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、諸般の報告 (散 会、 議員協議会) |
| 第2日 | 6月5日 | 水 | | 休 会 |
| 第3日 | 6月6日 | 木 | | 休 会 |
| 第4日 | 6月7日 | 金 | | 休 会 |
| 第5日 | 6月8日 | 土 | | 休 日 |
| 第6日 | 6月9日 | 日 | | 休 日 |
| 第7日 | 6月10日 | 月 | | 休 会 |
| 第8日 | 6月11日 | 火 | 午後1時30分 | (本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 (散 会) |
| 第9日 | 6月12日 | 水 | 午前10時 ----- 午後1時30分 | 教育民生常任委員会 ----- 総務産業建設常任委員会 |
| 第10日 | 6月13日 | 木 | | 休 会 (各常任委員会予備日) |
| 第11日 | 6月14日 | 金 | 午前10時 | (本会議再開) 第1、付託議案等の委員長報告 第2、委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会) |

町長から本会議に提出された議案は、次の8件であった

- 議案第17号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 令和6年度穴水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 令和6年度穴水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第24号 農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について

町長から本会議に提出された報告は、次の15件であった

- 報告第7号 令和5年度穴水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について
- 報告第8号 令和5年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について
- 報告第9号 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第10号 令和5年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 報告第11号 令和5年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について
- 報告第12号 令和5年度穴水町水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第13号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について
- 報告第14号 穴水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第15号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第16号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第17号 穴水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第18号 穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第19号 穴水町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第20号 穴水町防災広場仮設商店街整備工事請負契約の締結についての専決処分の報告について

報告第21号 令和5年度穴水町病院事業会計繰越計算書について

本会議に提出された議会報告は、次の2件であった

議会報告第2号 例月出納検査の結果報告について

議会報告第3号 令和6年度（一財）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書の報告について

◎議事日程

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明

日程第4、諸般の報告

議 事 の 経 過

（午前10時00分開会）

◎開会

○議長（佐藤豊）

ただ今から、令和6年第2回穴水町議会6月定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第126条の規定により、2番 小谷政一議員及

び4番 湯口かをる議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月14日までの11日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より6月14日までの11日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、日程に基づき町長提出議案8件と報告15件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和6年第2回穴水町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

昨日早朝、震度4の余震と思われる地震がありました。1月1日の地震被害で、家屋の安全を確保されていない中で自宅生活をしている方もおられますが、今後、梅雨に入り、大雨も予想されます。今一度、危険箇所を点検し、いつ起こるか分からない災害に備えていかなければならないと改めて実感いたしました。

さて「令和6年能登半島地震」の発生から5ヶ月が経過し、ようやく被害の全容が見えてまいりました。

現在、この地震で亡くなられた20名に加え、関連死について、石川県で審査をしており、

死者数は、更に増えると思われます。

改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様方に対して心からお見舞いを申し上げます。

また、住家被害認定調査において、全壊と判断された住家は497棟あり、半壊以上の住家は全体の47%の1,930棟になりました。

この他、空き家を含む非住家の調査については、全壊で877棟、半壊以上で、全体の67.4%にあたる1,763棟を数え、17年前の「平成19年能登半島地震」の住家被害が全壊79棟、半壊100棟であったことを考えると、今回の地震の被害がどれほど大きかったことかを物語っています。

このような中、前回の能登半島地震の対策では無かった、国の「公費解体制度」により、町が被害家屋を解体できることになりましたが、4月8日に1件目の家屋を解体することとなり、5月末現在で207棟を発注し、58棟の解体が完了いたしました。今後、現在申請のある住家608棟、非住家1,227棟の1,835棟について、できるだけ早期の解体を進められるように務めてまいりたいと考えております。

また、この地震の家屋被害により自宅で住めなくなった方の仮入居先として石川県で整備していただいている応急仮設住宅については、現在、25箇所532戸を発注し、今日現在450戸が完成しており、随時、入居していただいております。

今後、7月までに、木造の恒久的仮設住宅を含む、計画をした全ての仮設住宅が完成すれば、最大58箇所あった避難所のすべてを閉鎖することになると考えております。

このような中で、先月7日には、その避難所の運営や、被害家屋調査に当たっていただいた「応急対策職員派遣制度による対口支援」の静岡県、栃木県、奈良県、福岡県の支援終了式を行わせていただきました。

また、発災当初から3月末まで、給水、炊き出し、入浴支援を行っていただいた自衛隊の後方部隊についても、先月10日にお見送り式をいたしました。

今後は、石川県からの派遣職員や4月から全国の自治体から派遣いただいている中長期の応援職員のお力をお借りして、震災業務にあたって参ります。

改めて、ご支援いただいた対口支援の自治体を始め、公費解体の業務に携わっていただいた、全国からの自治体職員や国、県の職員と、この難局を献身的に支援いただいた自衛隊の皆様方に改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さらに「台湾東部沖地震」で被災したにも関わらず、震災当初から、プルートや総合病院を中心に炊き出しなどのボランティア活動をしていただき、先月17日から3日間にわたり、町内の65歳以上の高齢者のいる半壊以上世帯、1,091世帯に総額1億5千万円を超える災害見舞金を直接お渡しいただいた「台湾仏教慈濟慈善事業基金会(たいわんぶつきょうじさいじぜんじぎょうききんかい)」、通称「ツーチー」様に、町民を代表いたしまして、心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

さて、この地震災害の町の復興計画を策定するために、先月24日に第1回の「穴水町復

興計画策定委員会」を開催いたしました。

本委員会は、町民、行政、議会並びに関係団体等が認識を共有し、一体となって、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組む「道しるべ」として、基本的な考えを明確にし、今後取り組む主要施策や具体的取組を体系的に定め、将来の穴水町を描き、着実に推進していくための「復興計画」の策定を行うものであります。

委員の構成は、本町の総合戦略の策定審議委員15名に委員を兼務していただき、月一回のペースで、委員会を開催し、その間、4つの「復興に向けたシンボルプロジェクト」を題材に多くの町民に参加していただく「復興未来づくり会議」を開催するとともに、6月と9月には「住民説明会」を開催し、「住民アンケート」の実施や、最終的には「パブリックコメント」を実施した上で、年内の策定を目指したいと考えております。

それでは、本議会に提案する議案等について、ご説明いたします。

議案第17号の「一般会計補正予算(第2号)」であります。予算額97億6,930万円の内、97.4%にあたる95億1,800万円余りがこの地震の被災者対応や復旧・復興に係る予算であり、先の議会で挙げた復旧復興計画の柱に沿ってその内容をご説明いたします。

まず、「災害対応と被災者支援」であります。最大で58箇所あった避難所については、現在、セントラルキッチンのある「林業センター」に集約する方向であり、発災当初から高齢者を中心に受入をいただいた3箇所の「福祉避難所」について災害救助法に準じて、その運営費用2,290万円余を計上いたしました。

また、災害廃棄物処理費用や公費解体については、3月補正予算で43億5,000万円を計上して、事業を実施しておりますが、今回、年度後半の委託費等として、総額43億8,500万円余りを計上いたしました。早期の公費解体事業の進捗を図りたいと考えております。

その公費解体に伴う、個人の家財の一時保管についてですが、1世帯あたり5万円を上限として引越業者等の家財保管サービスの一部を補助する費用として、500万円を計上いたしました。

さらに、建設予定のほぼ9割が完成した仮設住宅については、用地整備や周辺整備費、住宅修繕費に加え、共有施設の維持管理費や入居者の生活必需品の購入支援について、5,400万円余りを計上するとともに、その見守り体制を強化するため、国の事業を活用して、町の社会福祉協議会の中に「地域支え合いセンター」を設立し、見守り生活支援リーダーと相談員21名体制で仮設住宅を中心に被災者の日常生活の見守りや相談活動をする費用について、総額1,500万円余りを計上いたしたところであります。

次に、「災害からの復旧」についてであります。

発災当初より、ライフラインを中心に復旧事業を進めてまいりましたが、今後の本復旧に向けて、計画的かつ迅速に復旧作業を進めるため、復旧費用としてこの6月補正に43億円余りを計上いたしました。その内容についてご説明いたします。

まず、公共土木施設災害復旧事業の内、道路についてであります。国土交通省の積算で、約61億と試算されておりますが、今回の6月補正では、調査、測量、設計費を含め、総額で16億6,500万円を計上いたしました。被害額が大変多額になるため、現時点であります。今後3年間の復旧に向け、計画的に予算化し、復旧工事を進めて参りたいと考えており、他の事業についても、同様の考えであります。

今後、河川、急傾斜・砂防、都市公園、さらには港湾施設について、予算化し、できるだけ早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、農林災害復旧事業のうち、農地及び、用水路、排水路、農道などの農業用施設については、農林水産省の積算では、約700箇所、約17億8,000万円と試算されておりましたが、今回の6月補正では、9億5,300万円余りを計上いたしました。その内、5億円について、石川県と早期復旧のための基本協定を締結し、被害の大きい木原地内のため池と下唐川・宇留地のほ場整備箇所については、事業委託を実施したいと考えております。

次に、漁港施設災害復旧事業については、9漁港、49箇所、約46億円の被害額と試算されており、今回、新崎漁港、曾良漁港、宇加川漁港を中心に10億円を計上いたしました。今後、3年間を目処に他の6箇所を含め、復旧工事を進めてまいります。

次に、役場庁舎、消防庁舎、林業センターや各地区集会所などの復旧事業については、庁舎等の実施設計費に2,450万円を、各集会所などの修繕費に、3,500万円を計上したところであり、できるだけ早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設については、当初予算で、穴水小学校の仮設校舎の建設費や基本計画の策定費用を計上いたしました。今回の6月補正では、現校舎の解体設計費や屋外運動場の復旧費に加え、向洋小学校の体育館の屋根瓦の全面ふき替えと、雨漏りの影響により変形した床の張り替え費用など1億8,200万円余りを計上したところであります。

また、その関連する費用として、報告第13号の一般会計補正予算（第1号）の専決予算について、穴水小学校での仮設校舎のネットワーク整備事業や、校舎周辺道路の外構工事などに800万円、更に小中学校の本復旧のための実施設計費に1,850万円の合計2,650万円を計上したものであり、この震災で不自由な思いをしている子どもたちに少しでも、より良い環境で学習できるよう整備を急ぎたいと考えており、何卒ご理解の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、この地震で被災した介護、障害者福祉施設や保育所などの児童福祉施設の復旧事業費については、その復旧工事費の6分の1の事業者負担の2分の1を町で負担するもので、7つの事業者に補助する費用として、総額5,020万円を計上いたしました。

その他、地区で管理する簡易水道や小規模水道については、当初予算で4,500万円を計上し、ほとんどの施設が復旧いたしました。残る民間業者が管理している別荘地などについて、今回4,000万円を計上して、全ての水道の復旧を完了したいと考えております。

加えて、地震で被害を受けた個人宅の浄化槽については、国の補助事業を活用して、ほぼ全額を補助する費用として、総額3億円を計上し、個人宅の早期の復旧について後押しいた

したいと考えております。

次に、「生活の再建」であります。

住家の被害認定調査で、準半壊以上の世帯について、町が直接修理を行う応急修理制度について、本年度予算として約660世帯分の3億6,400万円を計上いたしました。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律により、今回の地震で大きな被害を受けた方に、最大350万円を無利子で貸付する災害援護資金について、1,750万円を計上いたしたところであり、今後、状況に合わせ増額いたしたいと考えております。

さらに、国土交通省の補助金を活用して、既存の路線バスや外出支援バスのカバーできていない時間帯に仮設住宅と商店、病院を結ぶ、デマンドバスの実証運行を行う費用として、940万円余りを計上いたしました。今後の地域交通体系の検証に繋がるものにしたいたいと考えております。

その他、小学生の放課後児童クラブの利用について、国、県の助成制度を活用し、利用料を無料にする予算として、総額780万円余を計上し、子育て世帯の負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、「なりわいの再建」であります。

被災した事業所の再建に向けた、国や県の支援制度である、「なりわい再建支援補助金」や「中小企業者持続化補助金」、さらに「小規模事業者持続化補助金」について、事業者負担分の2分の1以内で、最大100万円を町単独で上乗せ補助することとし、さらに「小規模事業者応援事業補助金」については、仮設商店街に入居する事業者に対し、事業者負担の4分の3以内で、最大150万円を補助することとし、その費用として、総額7,000万円を計上し、なりわいの再建に結びつけたいと考えております。

また、地震による甚大な被害により、農業施設や漁業施設が損傷した農業者や漁業者に対し、国と県の制度に基づき、町が2割負担することで、事業者負担を1割にして、早期の再建を図る費用として、それぞれ、3,050万円と500万円を計上いたしたところであり、

その他、国のデジタル田園都市交付金を活用した「チャレンジショップ」の誘致事業を活用して、地震で疲弊している飲食店を支援するための「飲食店マップ」の作成費用として、200万円を計上したところであり、サテライトオフィス誘致事業とともに、この地震で生まれた、関係人口や交流関係を活用して誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、「街と集落の再生」であります。

高齢化とともにこの地震で失われた街の機能や集落の営みをいかに再生するかは、大変重要な課題であり、地域コミュニティの強化が防災・減災、強いては被災者支援につながると考えております。

今後、復興計画の策定の中で、様々な皆さんと膝を交えて話し合いながら、より良いアイデアを見つけないかと考えております。

今回は、災害公営住宅の建設にかかる調査を行う費用480万円を計上した他、特に集落

において裏山の崖崩れや、石垣の崩壊した個人宅地の復旧について、県の制度を活用して、個人負担50万円を差し引いた事業費の3分の2を助成するもので、総額5,200万円を計上いたしました。

さらに、補助事業に該当しない、農道や用排水路などの小規模の農業用施設の復旧工事について、従前の補助事業を拡充して、原材料支給の限度額を25万円から50万円に拡大し、さらに機械借り上げや重機のオペレーター費用についても最大10万円を支給する制度としたもので、その費用として1,575万円を計上いたしました。

その他、避難所になっている地区集会所のエアコン設置費用の8割を補助する制度について、本年度も延長して実施する費用として250万円を計上したところであります。

次に、「防災機能の強化」であります。

今後、いつ起こるか分からない災害に備え、今足りていない保存水や簡易トイレなど、町民の半数にあたる最大4,000人が3日間使用することのできる災害備蓄品を整備する費用として550万円余りを計上し、今後の災害に備えたいと考えております。

また、震災当初、これほど情報通信の大切さを思い知ったことはありません。この災害による交通網の寸断や停電といった深刻な被害を受け、携帯電話網や光回線、固定電話などの連絡手段が断たれた場合、衛星通信・衛星インターネットサービスのスターリンクとポータブル電源、発電機といった非常用電源の組み合わせはかなり有用でありました。

このことを教訓に、今回の予算でスターリンクの整備費として、106万円余りを計上したところであります。

その他、小学生や中学生の皆さんの防災用品として、ヘルメットに近い「フラットメット」などを全児童・生徒に配布する費用として267万円を計上いたしました。

最後に「復興計画の策定」費用については、当初予算の600万円に、今回283万円を町民アンケートや未来づくり会議の経費として追加いたしますが、「復興計画」の策定にあたっては、東京の株式会社野村総合研究所と、「復興に向けた支援活動に関する基本合意」を締結し、さらに職員を2名派遣していただいております。当社がもつ東北や熊本での復興支援の経験と中央省庁や民間企業をはじめ、国内外に幅広くもつネットワークを生かし、石川県や中長期の支援職員とともに、魅力ある復興計画を策定いたしたいと考えております。

この6月補正で計上した一般会計の地震関連予算は、総額95億1,800万円余りですが、当初予算と5月専決を含めると118億7,500万円余りとなり、前年度の地震関連予算を加えると総額で184億3,300万円余りになります。

次に、地震関連以外の通常予算の主なものについて、ご説明いたします。

総務費の情報施策費において、令和7年10月にサポートが終了するOSの更新に対応するため、職員のパソコン140台を更新する費用として、5,300万円余りを計上いたしております。2ケ年で計画的に更新することにいたしております。

また、民生費の児童福祉総務費において、令和6年度からの5年間を期間とする「第3期子ども子育て支援事業計画」の策定費用に484万円と、川島地区で完成した、家庭や学校

に居場所がない子どもたちに対する事業である、児童育成支援拠点施設の運営費について、国の補助制度に基づく費用として、1,450万円余りを計上したものです。

以上が、令和6年度6月補正予算及び5月専決予算における主要施策の概要であり、このことによる令和6年度一般会計6月補正予算の総額は97億6,930万円となっており、当初予算と5月専決補正予算を含めると、総額180億6,680万円となります。

この財源については、国庫、県補助金、合わせて47億9,800万円余りと地方債43億3,400万円余りに加え、繰入金5億9,300万円と前年度繰越金2,980万円などを充てております。

なお、繰入金につきましては、令和5年度補正予算で積立した「災害対策基金」から4億9,100万円を地震関連予算の財源に、また、施設整備基金から4,200万円を通常予算の情報機器整備事業の財源に繰入して対応いたしますが、その他の財源不足については、財政調整基金を6,000万円取り崩して、予算編成を行いました。

今後の復旧工事については、被災した施設の災害復旧の実施設計や国の災害査定が進むと、予想以上に多額の費用が発生する可能性があり、町としては、事業の見直しや効率的な執行による歳出削減を徹底するとともに、復興にあたっては、先日、国から「復興基金」の創設について言及がありましたが、今後、石川県で設置する「復興基金」の使い道についても、町民に寄り添った、未来ある穴水町の創造的復興に活用して参りたいと考えております。

次に、特別会計と企業会計における補正予算について、ご説明いたします。

議案第18号の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全体の下水道の復旧費は概算で37億1,000万円と試算されておりますが、今回の6月補正では、実施設計、査定設計を含め、総額14億9,600万円を計上しており、道路の復旧工事と連携して、3年間での復旧に向け、計画的に進めて参りたいと考えております。

議案第19号の病院事業会計補正予算（第1号）については、令和5年度の2月補正において、施設や医療機器の復旧事業費として4億8,000万円余りを計上し、復旧作業を進めておりますが、さらに精査した結果、医療機器の修理費が増加したことから、総額3,600万円余りを追加で災害復旧費として、計上したものであります。

議案第20号の水道事業会計補正予算（第1号）についても、5年度予算で3億5,700万円余りの復旧費を計上しておりましたが、新たに判明した、上野浄水場排水管の漏水復旧費と上野橋等の水道橋及び添架管の本復旧工事費などについて3億800万余りを計上したところであり、できるだけ早期の本格復旧を目指しております。

次に、専決いたしました補正予算について、ご説明いたします。

報告第7号の令和5年度穴水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告については事業費の確定や決算見込みにより1億280万円余りの増額補正となったところであります。

主な内容につきましては、地震対応分で災害廃棄物処理事業の自費解体・撤去費償還金について9,000万円を、また、避難所運営経費などについて、令和5年度に概算で交付さ

れた災害救助費や全国の自治体等からの災害支援寄付金に加え、この災害の震災相当分として交付された特別交付税について、本年度の地震関連費用の財源として、一旦「災害対策基金」に積み立てる費用として、11億300万円余り増額計上した他、事業費の確定により減額したものが主なものでありますが、決算を見込み、通常分として、施設整備基金に1億9,900万円余りと、財政調整基金に2億500万円余りを積立金として増額計上するものであります。

その歳入については、町税や譲与税の確定額や、配分された普通交付税、特別交付税に加え、災害救助費負担金、災害支援寄付金、企業版ふるさと納税を増額し、事業で確定した、国庫補助金や県助成金と、地方債の減額が主なものであります。

次に、報告第8号の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から報告第12号の水道事業会計補正予算（第4号）までの専決処分の報告についても、各会計の事業確定と決算見込みにより、所要の補正を行ったものであります。

報告第21号の令和5年度穴水町病院事業会計繰越計算書の報告については、地方公営企業法の規定により議会に報告するもので、この地震災害の復旧費4億8,790万円を次年度に繰越すものであります。

次に、予算議案以外についてご説明いたします。

議案第21号の「穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法等の改正により、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率等について当該条例の一部を改正するものであります。

議案第22号の「穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、水道事業の給水範囲について、志ヶ浦地区を加える変更であり、その当該条例の一部を改正するものであります。

議案第23号の「石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、マイナンバーに関する法律の改正により、被保険者証が廃止となることについて、広域連合が行う事務のうち市町が行う事務内容に変更が生じたため、石川県後期高齢者医療広域連合規約が変更され、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

議案第24号の「農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について」は、先ほども説明いたしましたが、地震により被害の出た町内の農家が早急に営農を再開できるよう、災害復旧事業を速やかに着手するため、石川県と基本協定を締結することについて、地方自治法の規定により議決を求めるものであり、主に木原地区のため池や宇留地・河内地区の農業用水路などを予定しております。

次に、専決にともなう報告、承認案件であります。

報告第14号の「穴水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、国の法律が改正されたことによる、行政事務における個人番号、すなわちマイナンバーカードの利用範囲の拡大や条例の定義等について、所要の改正を行ったものであり

ます。

報告第15号の「穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、地方税法等の一部が改正され、個人住民税や固定資産税などを、職権により減免することができるように所要の改正を行ったものであります。

報告第16号の「穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、地方税法等の一部が改正され、課税限度額が22万円から24万円に引き上げになることや、軽減判定所得の基準の見直し等について、所要の改正を行ったものであります。

報告第17号の「穴水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、総務省令の一部が改正され、課税免除等の適用範囲について、対象期間を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで3年間延長することについて所要の改正を行ったものであります。

報告第18号の「穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、総務省令の一部が改正され、不均一課税等について対象期間を令和6年3月31日から令和8年3月31日に延長することについて所要の改正を行ったものであります。

報告第19号の「穴水町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、地震災害などで死亡した方の災害弔慰金の支給にあたり、死亡理由の判断のための有識者による審議会等を設置するため、所要な改正を行ったもので、今回地震災害では、石川県による合同審査会を開催し審査することになっております。

報告第20号の「穴水町防災広場仮設商店街整備工事請負契約の締結についての専決処分の報告について」は、契約額が5,000万円を超える工事について、議会の議決を求めるものでありますが、今回、先の当初議会で予算化いたしました仮設商店街について、できるだけ早期に完成させるため、契約の締結を専決させていただきました。

専決処分については、事情をご理解いただき、何卒、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提出案件等を説明いたしました。令和5年度の出納を閉鎖いたしましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

はじめに一般会計であります。4億2,600万円余りの歳入超過となり、このうち繰越財源を除いた実質収支で3億2,700万円余りの黒字決算となる見込みであります。また、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計のいずれも黒字決算となる見込みであります。

次に、病院事業会計であります。「新型コロナウイルス感染症」と「能登半島地震」の影響で医業収益は大きく落込んでおり、最終の経常損益は1億1,000万円余りとなる見込みであり、水道事業会計につきましても、「能登半島地震」の断水により、3,100万円余りの赤字決算となる見込みであります。

以上、各会計の決算見込みの概要につきまして報告をさせていただきました。今後、決

算書等の調製を行った上で、町監査委員による決算審査を受けた後に、次期定例会に認定案件として提出を予定しております。

なお、議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、町の復旧・復興は、これまで本町が経験したことのない長く険しい道のりになります。今後、策定する復興計画は、過去の前例にとらわれず、復興計画策定委員会で私が提言した、復興への四つの「シンボルプロジェクト」である、

「災害に強いまちづくりプロジェクト」

「地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト」

「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」

「奥能登の玄関口再生プロジェクト」を中心にして、穴水町の地理的役割を果たすべく邁進し、未来ある子どもたちに「これからも住んでみたい、住んでよかったと思えるような魅力ある復興計画」にいたしたいと考えております。

今後とも、被災者や事業者の声をしっかりと受け止め、50年後の町を見据え、国や石川県、関係機関からのご支援も頂きながら、「みんなで創ろう、未来のあなみず」をスローガンにして、一日も早い、災害復旧と被災者の生活と生業を再建し、町全体の創造的復興に向け、私が先頭に立って、総力を挙げて取り組んでいく決意であり、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果が町監査委員より議会に提出されております。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人穴水町文化・スポーツ振興事業団より令和6年度事業計画書及び予算書が、議会に提出されておりますのでご報告いたします。

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

引き続き、議員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室へお越しく下さい。

(午前10時41分散会)

令和6年第2回穴水町議会6月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年6月11日(火)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

| | | | |
|------------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 吉村 光輝 | 副 町 長 | 宮崎 高裕 |
| 教 育 長 | 大間 順子 | | |
| 総 務 課 長 | 北川 人嗣 | 復興対策室長 | 黒田 篤史 |
| 環境安全課長 | 荒木 秀人 | 税 務 課 長 | 出水 幸織 |
| 住民福祉課長 | 笹谷 映子 | 子育て健康課長 | 谷口 天洋 |
| 観光交流課長 | 小林 建史 | 地域整備課長 | 金谷 康宏 |
| 上下水道課長 | 勝本 健一 | 会 計 課 長 | 岡浦 祥美 |
| 教育委員会 教 務 局 長 | 松尾 美樹 | 総 合 務 病 院 長 | 橋 本 真 |

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

◎議事日程

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、議案等に対する質疑
- 日程第3、議案等の常任委員会付託

議 事 の 経 過

(午後1時30分再開)

◎開議の宣告

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、8番 小泉一明 議員につきましては 遅れて出席する旨の届出が提出されている事をご報告いたします。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。

5分前になりましたら、呼び鈴で合図いたしますので、ご容赦願います。

また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行ってください。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

2番 小谷 政一 議員

○議長（佐藤豊）

2番、小谷政一議員。

○2番（小谷政一）

2番、小谷でございます。

まず、地震から5ヶ月経ちましたが、改めまして今回の震災においてお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りしますと共に、被災された皆様方に対し心よりお見舞いを申し上げます。また、発災以来、国外や県内外を問わず多くの方々にご支援を頂き、心より感謝を申し上げます。

仮設住宅の約450戸が完成し、5月中旬を過ぎたあたりからようやく公費解体が始まり、1月1日からの風景に変化を感じ取れるようになりました。ようやく復旧復興に向けたスタートが切れたと感じております。

それでは、質問に入ります。質問は、一問一答で行いますので、よろしくお願い致します。

1項目、避難指示が発令されている由比ヶ丘地区の現状についてお尋ねをいたします。

1点目、当町において現在3ヶ所に避難指示が発令されていますが、その内16名もの尊い命が失われた、由比ヶ丘地区について、現在の状況についてお尋ねをいたします。

県主導で地盤が動くと関知する斜面崩壊感知器を設置し、異常があると防災担当者に通知が入る監視体制を取っているそうですが、今後、梅雨入りし長雨や豪雨が続けば、地震で緩んだ地盤や、地表のクラックに水が浸透し更なる土砂崩壊が予想されますが、具体的な復旧計画について、国・県と協議が進められているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

由比ヶ丘地区の具体的な復旧計画についてお答えします。

由比ヶ丘地区につきましては、住宅地のほか、由比ヶ丘公園敷地内の穴水町営野球場や陸上競技場。敷地外ではありますが、穴水高校など多くの施設が甚大な被害を受けております。

県主導で地表変異を計測する観測施設で地盤伸縮計を7基、傾斜計を12基設置し、地震及び降雨等による拡大進行の変状を監視しているところです。

町としましては、道路啓開作業で土砂除去を実施いたしましたが、崩壊土砂上部には倒木が多数あり、不安定な状態であることから、現在、倒木処理及び土砂除去、耐候性大型土のう設置による応急復旧作業を実施しております。

具体的な復旧計画につきましては、現在、測量データの解析や崩落箇所の被災メカニズムなど、国や県の指導を受けながら、災害査定に向けた根拠整理を行っております。

今月末には資料の取りまとめを完了し、国の災害査定に向けて復旧計画を作成していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

町が事業主体となるようですが、私も役場職員として土木関係に携わっていましたが、あのような大規模な地滑りは経験したことがございません。国や県に指導力を発揮してもらい、住民が安心して生活できるよう、よろしくお願いしたいと思います。

2点目。現在、県が長期避難世帯の認定を珠洲市と津幡町に行っております。この認定を受けますと、被災者生活再建支援制度において、住宅に損傷がなくても、全壊世帯と同様の支援が受けられるそうですが、由比ヶ丘地区は、復旧計画が遅れ避難指示が長期化した場合、

認定の対象とならないのか、お伺い致します。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

長期避難世帯の認定について、お答えいたします。

議員のおっしゃる通り、現在、長期避難世帯の認定を珠洲市と津幡町が県から受けており、その認定を受けた地区においては、住宅に被害がなくても被災者生活再建支援制度において全壊世帯と同様の支援を受けられるようになります。

現在、本町においても由比ヶ丘地内の一部、川島地内の一部、地蔵坊地内の一部の3地区に避難指示を発令しており、それらのどの地区においても土砂の崩落や亀裂が確認され、危険な状態が長期に及ぶと想定されることから、避難指示区域内の世帯を長期避難世帯として認定していただくよう、県へ申請を行っているところであります。

今後は、県の現地調査等に積極的に協力して参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

住民の方々は、先行きが見えず、不安を抱えていると思いますので、簡単な情報でも良いので情報発信をよろしくお願いしたいと思います。

それでは2項目めに入ります。災害対応トイレの設置について、でございます。

今回の地震では、電気、水道、下水道といった日常生活に欠かせないライフラインが麻痺してしまいました。

電気は数日後に復旧し、水道については他市町に比べれば復旧が早い方でしたが、数か月を要し、また、下水道施設の被災により、手洗いは勿論、水洗トイレが使用できなくなった事が一番問題ではなかったかと思えます。

公共施設や避難所では、トイレの汚物処理が問題となり、道の駅のトイレ等では汚物が溢れるなどして、入口が閉鎖されておりました。

その結果、避難所ではトイレに行くことをためらい、水分を取らなかつたりして、健康を害する避難者が多くいると防災アドバイザーの方も指摘しておりました。

このようなことから、平時は下水道管に連結し、災害時には、地下ピットに溜めて400人が10日間使用できる災害対応トイレがあるそうですが、横に貯水タンクを設置し、電源もソーラーパネルを屋根に設置すれば、電気、水道が止まっても清潔なトイレ環境が整います。このような災害対応トイレの設置について、補助制度を調査し、町内の数カ所に設置す

る考えがあるかお聞きします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

1月1日に発生しました能登半島地震において、水道インフラはもとより下水道インフラの被害が甚大であり、その中でも公共下水道の応急復旧には3ヶ月を超える時間を費やすこととなりました。

公共下水道エリア内においては、最大で10箇所以上の避難所が設置され、役場庁舎をはじめ、各避難所において仮設トイレが設置されたところであります。

議員ご指摘の通り、地震等の災害時における避難者への清潔なトイレの提供は重要な課題であったところであります。

現在、策定を進めております復興計画においても「災害に強いまちづくりプロジェクト」をシンボルプロジェクトに掲げることとしており、今後、避難施設となる公共施設の更新などの際に、災害対応トイレの設置や太陽光発電の設置についても、検討をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

石川県建設協会の方の話によりますと、最近女性ドライバーが増えてきており、今回の地震で能登方面への仕事を頼んでも、トイレ事情が悪い等で断られるという話を聞きました。

道の駅やポケットパークにも必要だと思います。根木のポケットパークのトイレは、今も閉鎖中ですので、県にも要望していただきたいと思います。

3項目めでございます。仮設住宅団地の自治会組織についてお尋ねをいたします。

5月28日の朝刊に、5月中旬、輪島市門前町の仮設住宅で、70代の女性が孤独死していたとの報道がありました。この仮設住宅では、保健師が一人暮らしの高齢者の元を定期的に巡回し、孤立を防ぐ見守り活動をしていたそうですが、通常業務や人員の制約もあり、毎日巡回することは不可能だと思われます。

仮設住宅の入居決定にあたっては、若者から高齢者まで年齢構成のバランスをとって、決定していると聞いておりますが、中には今まで住んでいた地区の親しい友人と離れ、見知らぬ隣人と接するのを控え、部屋に閉じこもりがちになっている高齢者もいる事が予想されます。

現在、町で仮設住宅17団地の自治会設立を進めているようで、下唐川地区において第1号の設立があったようですが、下唐川団地は元々顔見知りの方々ばかりなので地域コミュニティは守られています。市街地の仮設住宅では様々な地区からの被災者で構成され、「まわりの人は、全然知らん人ばかりや」、「部屋に閉じこもっていて、挨拶もしんわ」という話も聞いてまいります。担当部署や外部からの見守りにも限界があります。早急に自治会を設立し、高齢者の見守り体制を取り、仮設住宅の住民全員で孤独死を防ぐ対策が必要だと思えますが、設立の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長

黒田復旧復興対策室長。

○復旧復興対策室長（黒田篤史）

お答え致します。

現在、建設済みの仮設住宅は17団地となっており、仮設住宅の入居が落ち着いた5月下旬から、自治会設立に向けての説明会を行っているところであります。

これまで5団地を対象に説明会を開催させていただき、下唐川団地、川島第1団地、諸橋団地、川島第3団地及び鶴島団地の5団地において、自治会が設立されております。

議員がご心配されるとおり、仮設住宅には様々な地域からの被災者が入居されることとなり、コミュニケーションが中々取りにくいケースもあることは事実であります。そういった中で、町としても「入居者の孤独化」を解消するために、子育て健康課の保健師等が中心となり、住民福祉課や復旧復興対策室等、連携し仮設住宅の戸別訪問を実施させていただいております。また、ボランティア団体の方々による生活相談や、訪問看護などのご支援もいただいているところであります。

更には、今回の補正予算に計上させていただいた「地域支え合いセンター」の開設により、地域の実情を把握している民生委員を中心とした新たな相談員を設置することで、入居者の見守りや相談体制の強化を図ってまいります。

また、仮設住宅団地内でのコミュニティの確立を促すために、入居者同士のお声がけも行っていただくよう、お願いもさせていただいております。

特に、高齢者等の支援が必要な方に対しての「見守り体制」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町と地域支え合いセンターや、ボランティア団体と連携し、情報共有を図りながら、個々のケースに合わせた対応を行っており、また、定期的に共同スペースを活用した「高齢者サロン」を始めとする各種イベントも開催するなど、入居者が「孤立・孤独」とならないよう、これから順次、設立される「自治会」と情報共有や連携を図りながら、更なる見守りの体制の強化を図ってまいります。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

よろしく、お願いいたします。高齢者の見守りもそうですが、冬期間の除雪など、これから団地内で協力しなければならないことが今後たくさん出てくると思いますのでよろしくお願いいたします。

4項目めは、公費解体、仮設住宅の状況、災害公営住宅建設計画について、お尋ねをいたします。

1点目、5月中旬過ぎからようやく公費解体が町内のいたるところで始まりました。この公費解体の進捗によって、復興の兆しが見えてくるものと思います。

それでは、まず5月末の公費解体の申請数、決定通知数、実施済み数についてお尋ねをいたします。

また、5月28日に環境省と法務局が「建物の全体が倒壊するなどの機能を失っている場合、災害廃棄物として解体でき、相続人全員の同意書が不要」との通知を自治体に発出しましたが、スムーズな公費解体に向け一歩前進したと思います。

では、当町においてこのような要件に合致する件数と、半壊などで同意書が必要で、相続権利者の把握に困難な相談を受けている件数が分かれば教えて下さい。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

5月末時点の公費解体の申請数は1,835棟、決定通知数は207棟、実施済み数は58棟となっております。

5月28日に環境省並びに法務省から「建物全体が倒壊等し建物性が認められない場合に、所有権等が消滅する。その所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない」と通知されました。この要件に合致する件数でございますが、罹災証明で全壊の判定が出ていても、本要件に合致するとは限らず、個別に精査する必要があることから、件数を把握するには時間を要することが見込まれます。

また、相続権利者の把握に困難な相談を受けている件数については、詳細な数字は把握しておりませんが、審査済み棟数の約34%で不足があり、そのうち約8割が相続関係であります。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

自分が受けている相談で一番多いのが、この権利者が数十人にのぼる同意書の相談であり

ます。高齢者にとって、自宅が被害にあいながら同意書を集めるのは簡単なことではないと思いますので、答弁はいりませんが、全壊以外の場合でも、せめて現存している親兄弟等の範囲にとどめられないか、検討をよろしくお願いしたいと思います。

2点目、仮設住宅の入居状況についてお尋ねをいたします。

仮設住宅についても、現在建設中の川島と住吉の一部及び河内地区以外の仮設住宅では入居者が決定しているとお聞きしています。5月末での、仮設住宅への入居申込世帯数と、入居済み世帯数。その内、高齢者の一人世帯と、二人世帯数についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長

○地域整備課長（金谷康宏）

仮設住宅に関する入居申込者数について、お答えします。

5月末における仮設住宅への入居申込世帯数は503世帯となっております。その内、入居済み世帯は421世帯となっております。

次に、入居者のうち高齢者の方で一人世帯数と二人世帯数ですが、65歳以上で一人世帯は122世帯となっております。二人世帯は134世帯となっております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

高齢者世帯が、一人世帯と二人世帯を合わせて256世帯ですか。自治会の早期設立を重ねてお願いいたします。

また、入居が決まり、鍵の引き渡しをしても、入居していない仮設住宅があるとよく耳にしますが、事実なら、入居していない理由を聞き取り、何らかの対応が必要だと思います。自宅が全壊し、二次避難や子どもの元に身を寄せていても、やはり穴水に帰りたいという高齢者の方も多くいます。関係課で連携を取り、空き室が無いようにお願いいたします。

次に、3点目。災害公営住宅建設計画について、お尋ねいたします。

仮設住宅の入居期限は、基本的に2年となっております。入居者は今後、自主再建するか災害公営住宅などへの入居を希望する事となっておりますが、自主再建は新築工事費の高騰によって、平屋建ての小規模な住宅でも数千万円かかるとのことで、義援金や生活支援金を当てても高齢者にとってはかなりハードルの高い選択となる事から、当町においては災害公営住宅の希望者がかなりの数に上るとおられます。

今後は、入居者を対象に意向調査をし、災害公営住宅建設計画を進めていくことになるとと思いますが、町内で建設予定地を考えたとき、町内には仮設住宅が建ち並び、まとまった空

き地は殆ど見当たりません。

そこで、公費解体が進み自主再建する場所以外の土地が特定できれば、まとまった土地を買い上げ、そこに災害公営住宅を建設する事で町中の空洞化や人口流出防止に繋がると思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

現在、仮設住宅の建設も進み、仮設住宅には420を超える世帯が入居されており、また、みなし仮設住宅には、金沢市をはじめとする県内市町に130を超える世帯が入居されています。この2つの仮設住宅に入居されている方々の中には、今もなお「再建を決めかねている」、あるいは「今後どうしていくか分からない」など、先行きが見通せずに悩んでいる方もおいでます。

ご質問の災害公営住宅の建設につきましては、私も議員と同様に、自主再建の困難な方々への支援や、人口流出の抑制に有効なものと認識しており、今回の補正予算において計上させていただいた「災害公営住宅建設調査事業」により、仮設住宅入居者の今後の意向を早い段階で調査し、建設規模や必要面積を算出し、候補地などの選定を行い、国や県とも協議しながら、被災者が安心して暮らせるような災害公営住宅の建設を進めてまいります。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

人口流出防止のためには、災害公営住宅は必要不可欠だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、5項目め、能登半島地震復興基金について、お尋ねをいたします。

5月31日に県が創設した能登半島地震復興基金が、540億円規模に決まりました。県選出国會議員の方々の尽力もあり、熊本地震を上回る金額で大変ありがたく、国庫補助対象とならない独自事業に活用できることから、復旧復興に弾みがつくことと期待しております。

そこで、差し当たりお願いしたいのが、各集落にある神社の鳥居などの倒壊や、拝殿、本殿の屋根・柱・基礎が被害を受け、どこの地区でも復旧費用に頭を悩ませております。自宅が被害を受け自分の生活再建が優先され、神社の復旧まで考えられていない状況ですが、神社は、地域コミュニティの要となるもので、放置しておけば地域から人が離れていく事も想

定されます。先の県議会一般質問でも取り上げられ、知事が早急に検討したいと答弁しておりました。ぜひ、県に対し復興基金の活用メニューに、この神社の復旧事業を取入れるよう要望していただきたいと思います。

また、来迎寺や明泉寺などの町の観光地となっているお寺についても、被害状況を聞き取りし、公共的な観光に資する施設に対し活用できないか検討をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

能登半島地震復興基金の石川県への配分額は、平成28年の熊本地震で被災した熊本県への配分額の523億円を上回る、540億円規模での配分が決定されました。

まず始めに、今回の国費の配分にあたって「小規模な財政状況や、半島特有の事情」などを考慮していただいた政府には、感謝を申し上げたいと思います。

ご質問の「復興基金の活用メニューへの神社復旧事業の追加」についてであります。先般、報道でも発表されたとおり、知事から、想定する復興基金の活用先の中で、「政教分離の観点から神社には行政から補助金は出にくい、熊本地震の時には、被災した神社が地域コミュニティの核としての機能を持つとして、熊本市が再建費を補助したケースがあり、石川県でも同様の手法を検討していく。」との発言をされており、また、助成の手法については、先日の県議会一般質問の中でも「被災した神社に直接支援するのではなく、地域コミュニティの要として活用している集落や地区に助成する手法を検討している。」との知事答弁もございました。

現在、策定を進めております復興計画のシンボルプロジェクトの一つに「地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト」として、お示しさせていただいたとおり、地域コミュニティの維持・再生は重要なものと認識しておりますので、「損壊神社の復旧」につきましては、県に対しても、復興基金を活用した手厚い支援をいただけるよう、町からも積極的に働きかけを行っていくこととしております。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

どこの地区も、年金暮らしの高齢者ばかりです。支援がなければ、未復興のまま地域コミュニティもすたれていくことが予想されますので、是非よろしく願いいたします。

6項目め、復興計画の策定についてであります。

復旧復興は、10年から20年といった長期的な復興ビジョンを描き実行していかなければなりません。そのためには、20代から40代の若者や子育て世代の創造力が必要だと思います。

今後、計画の策定にあたり地区懇談会や住民アンケートを実施し、その意見を復興計画に反映することとしておりますが、地区懇談会では区長さんや役員のいる前では、若者が参加しにくく、意見も出しにくいと思われますので、若者や女性を対象とした会議を開催し、未来の穴水を担っていく世代の貴重な意見を吸い上げる事が必要だと思いますが、如何でしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

議員もご承知のとおり、先月24日に第1回目の策定委員会を開催し、私から復興計画における基本理念を「みんなで創ろう 未来のあなみず」として、お示ししたところであります。

その基本理念に基づいた、4つのシンボルプロジェクトとして、

- ・1つ目は「災害に強いまちづくりプロジェクト」
- ・2つ目は「地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト」
- ・3つ目は「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」

最後に、4つ目の「奥能登の玄関口再生プロジェクト」を、委員方々にご説明させていただき、ご承認をいただいたところであります。

これから、この4つのシンボルプロジェクトを柱に、委員会を重ね、本格的な復興計画の策定に入っていく訳ではありますが、今後、地区説明会や住民アンケートの他、パブリックコメントも実施する予定であり、更には、私が町長に就任してから開催している「未来づくり会議」を「復興未来づくり会議」と位置づけ、20代から40代の若者や子育て世代にも当然のことながら、幅広い世代や様々な分野の方々からのご意見をお聞きした上で、「未来の穴水町が、住んで良かった、これからも住み続けたい。」と思える、魅力的な「まちづくり」を描いた復興計画の策定に取り組んでまいります。

その他、復興計画に盛り込むこととなる分野別の取り組みについても同様に、前例に捉われない、夢や魅力のある復興を目標に、「みんなで創ろう 未来のあなみず」が実現できるよう、邁進してまいります。

○議長（佐藤豊）

小谷議員。

○2番（小谷政一）

宮城県女川町は、東日本大震災からの復興のトップランナーと言われていますが、その秘密は、「還暦以上は、口を出すな。」だ、そうです。その言葉は、いままで町の実権を握ってきた長老達がしがらみや、利害の対立で復興計画が進まない中で、「復興は、10年、20年かかるもの。若い者に考えてもらおう」と復興連絡協議会会長が発したそうでございます。まったく、それを真似しろとは言いませんけども、町長も若いですし、若者の意見をおおいに取り入れて、素晴らしい復興計画を仕上げたいと思っております。

最後に、このたびの地震により穴水町を含む能登全体の課題であった少子高齢化、人口減少が益々加速することが予想されております。この難局を乗り越えるためには、町民、町執行部、議会が一体となって「住んでよかった、住んでみたい」と思えるような、未来のあなみずを作れるよう、私も議会の一員として微力ですが勤めさせていただきたいと思っております。これで、質問を終わります。ありがとうございました。

5番 山本 祐孝 議員

○議長（佐藤豊）

5番、山本祐孝議員。

○5番（山本祐孝）

5番、山本祐孝です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。事前に質問を通告致しておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問をする事、また答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合もある事を、事前に通告致します。

また、事前に通告書を提示いたしておりますが、質問内容の趣旨の変更はご座いませんが、一部、表現及び文書の変更、追加のある事を合わせて、通告致します。それでは、通告に従いまして順に質問を致します。

質問の初めは、1月1日元旦午後4時10分に発生した、過去に経験の無い最大震度7の地震が発生し、甚大な被害が発生いたしました。被害状況の把握からその対応に至る対策など、全国の各関係機関の災害支援のお陰で、復旧が現在進んでおります。吉村町長を先頭に、町の全職員などの対応をはじめ、県内外の関係機関の支援などに感謝を申し上げます。

現在、震災発生後、5ヶ月を経過し、いまだ復旧の状態であり、更に先の復興は長い年月が必要であると考えます。国、県をはじめ各関係機関の支援を受け、これからも復旧から復

興に新たな町づくり計画が期待されております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目は、吉村町長にお尋ねいたします。

町長に就任して、2年を経過致しました。残り2年に入る直前に、穴水町の歴史に残る、又大きく変わる大惨事が発生いたしました。残り2年間の任期においての豊富をお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長

○町長（吉村光輝）

令和4年2月に就任し、早くも残り1年8ヶ月となりました。就任当初に、公約として掲げた施策12項目のひとつでもありました「さらなる子育て環境の拡充」を基本にした、県内で初めてとなる「学校給食の無償化」や「保育料や保育給食費の完全無償化」など、子育て世代への経済的負担の軽減を積極的に図ってまいりました。

また、公約として掲げた施策のひとつ「町民と協同で考える穴水町に」を具現化し、「未来づくり会議」を行い、町民と対話することで、今後の穴水町の未来を、住民の皆さまと共に、議論してまいりました。その中で提言のあった、公園の再整備について予算化し、大型遊具の選定から、公園内の配色など、子どもたちや子育て世代の意見を反映した公園を完成させました。

任期の折り返し地点となる、令和6年元旦に能登半島を襲った大地震ではありますが、日本全国からのご支援もあり、一步一步と復興に向け、歩みを進めております。

今後は、「復興未来づくり会議」や住民説明会等を実施する予定にしており、直接、住民の皆さまのお話を伺い、対話をし、復興に繋げていきたいと考えております。

また、復興計画策定委員会を開催し、未来ある、そして魅力ある復興計画を策定してまいります。50年後の穴水町を見据えた復興を視野に入れ、「みんなで創ろう、未来のあなみず」をスローガンに、私が先頭に立って、総力を挙げて取り組んでまいります。

今回の震災を機に、決意を新たにし、一日も早い、早急な復旧・復興に向け、残りの任期を全うする覚悟であり、就任当初からの思いである、未来ある子どもたちに「これからも住んでみたい、住んでよかった」と思えるような「まちづくり」を一番に目指し、全身全霊で取り組んでいく覚悟です。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

2点目も同じく、吉村町長にお尋ねをいたします。

令和6年1月元旦の北國新聞の朝刊に、奥能登2市2町のトップ会談で奥能登2市2町の公立病院の統合計画案が大きく報道された事であります。

関係市町の将来人口減少に始まり、あらゆる問題が発生する事が今後考えられます。4市町の総合病院の統合は必要であると考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

奥能登2市2町の公立病院においては、今後、過疎化の進行や医師不足などの多くの課題により、病院運営について厳しい状況が見込まれることから、昨年12月に石川県知事に、能登北部病院の建設を要望しているところでありますが、今回の震災により更に、奥能登の人口減少に拍車がかかり、今後、その経営環境に大きな影響を及ぼすものと考えております。

このような中において、当院においては、震災後、国や県などから、様々な支援をいただきながら、診療と並行して施設の応急復旧に取り組み、病院機能の回復に努めてまいりました。ようやく、通常診療の状態に戻りつつありますが、外来診療をはじめとして患者数は、震災前の状況にまで回復しておらず、今後の病院運営については、先の見通しを立てることは現状では困難な状況にあります。

今後、能登北部医療圏域における医療需要や、過疎地域における公立病院の在り方等について、県主導のもと、大学や関係市町などと連携を図り、現状や課題を十分に共有しながら、来月より検討を進めていくことになろうかと思っておりますが、「高度急性期医療への対応」や「医師等の確保」、「進展する人口減少に伴う病院経営の悪化」などの諸課題に対応するためには、奥能登においても、「重篤な患者に24時間体制で対応し、より高度で高機能な医療の提供」を行い、将来にわたっても、「安定的に必要な医療を維持確保できる体制の整備」について検討が必要であると考えております。

被災した住民の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の中核的な医療を担う公立病院の果たす役割は大きく、町の復興を進めるにあたりその役割は、ますます重要になります。引き続き、地域における医療需要を的確に見極めながら、医療機能や提供体制の強化に向けて取り組んでまいります。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

3点目も吉村町長にお尋ねをいたします。

去る5月26日に石川テレビのドキュメンタリー番組、「能登デモクラシー」の放送についてお聞きいたします。町長はその番組を見ておいででしょうか。その番組の中で、都市構造再編集中支援事業の多世代交流センター等の整備事業が放送されておりましたが、社会福祉法人「牧羊福祉会」理事長吉村光輝とありましたが、町民が集う施設として利活用すると提案したとあります。このことに関しては、昨年3月議会一般質問で大中正司議員も質問し、町長答弁で「交流支援の様々なメリットがある」と答弁されております。福祉施設に関しては、町の高齢化がますます増え、今後、必要不可欠な施設と思います。

石川テレビの指摘は、町長職と社会福祉施設の経営と、公的補助金についての指摘と考えますが、特に法的には問題は無いが、道義的に考えた場合はいかがでしょうか。吉村町長の考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

当該番組については、視聴することが叶いませんでした。

現在、この地震の影響で工事を一旦見合わせている建設中の「介護福祉施設」に併設する「多世代交流センター」については、昨年の3月議会において、「幅広い世代が交流でき、既存の施設には無い、新たな交流拠点としての機能を持った住民にとって使いやすい施設として、子育てから災害時の支援などを行うものであり、「地域貢献」や「地域コミュニティの維持」の他、「行政業務の補完」、「交流人口の拡大」といった、様々な分野でメリットがある」とお答えしており、また、社会福祉法人としては、社会福祉法の趣旨を踏まえ「地域福祉の推進に努める使命」としての公益事業を行うもので、地域の福祉ニーズと地域の実情等を踏まえ、非営利法人の社会貢献の一つとして、今回の事業展開に至ったものであり、今回の地震災害を受け、さらに高齢化が進む穴水町の震災から復興に向けた新たな交流拠点として必要な施設になると考えております。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

4点目の職員研修について、お聞きいたします。

4月の人事異動で幹部職員をはじめ、職員は震災対応で多くの町民の各種申請や困り事相談に応じている事ではありますが、接客態度、電話対応等に問題が生じないように指導監督を徹底していただきたいと思っております。大災害対応において、研修をしている時間も無いかと考え

られますが、常に公務員としての自覚を徹底するよう考えますが、考えをお聞き致します。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えいたします。

接客態度や電話対応については、研修以前の問題であります。

今は、非常時であり、職員も震災以来、過酷な労働環境の中、通常業務を遙かに超える業務を行ってまいりました。多忙が続き、不適切な対応になった事例や、度々変わる制度が理由で、窓口で怒鳴りつけられることも多々あったと、報告を受けております。

職員も被災者であり、被災者の気持ちがわからないわけではありません。今後とも、職員には、どのような時でも、冷静さを保ち、町民の皆様に誤解を招かないように、常に公務員としての自覚を持ち、被災者一人一人に寄り添った丁寧な対応をするよう改めて周知をいたします。

○議長（佐藤豊）

山本議員。

○5番（山本祐孝）

公務員法に則り、職員を所管の担当課長として、是非、厳しく優しく指導していただきたいと思っております。以上で、5番山本祐孝の質問を終了いたします。

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（佐藤豊）

6番、大中正司議員。

○6番（大中正司）

6番、大中正司です。前置きを省いて、早速通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。

震災関連の質問は後に回しまして、まず、最初に向洋小学校についてお伺いを致します。先日、能越ケーブルテレビの録画番組で「向洋小学校卒業証書授与式」を拝見致しました。

新型コロナ感染症の流行以来、学校行事に出席することができなかつたのですが、とても印象に残る卒業式でありました。卒業式と言うのは、今も昔も涙を誘うセレモニーなので、これは向洋小学校だけが特別だったという訳ではないでしょうけども、小規模校ならではの感動的なシーンが随所に見られました。

大きく成長して、4月から入る穴水中学校の制服に身を包んだ凜々しい8人の卒業生。在校生との思い出と感謝を込めたエールの交換、そして涙の合唱、式後の教室では担任の先生が卒業生8人ひとりひとりに、それぞれが持つ個性を織り交ぜながら語りかける「花向けの言葉」に感動致しました。卒業生8人の流した涙は、同級生同士のお別れの悲しみからではもちろんなく、先生方や下級生たちと時には複式学級で共に過ごした学校生活との別れ、更に、これまで育ててくれた保護者への感謝の気持ちの表れに他なりません。そして最後に、在校生たちがアーチを作って卒業生を送り出す時には、嗚咽をこらえている在校生たちの姿がとても印象に残り感動を覚えました。

近頃、特に涙腺が緩くなって、録画を見終えたときには、もらい泣きでビチョビチョになってしまったのですが、残念な事にこの感動を、私が百万年費やしても伝えきれず、ありきたりな表現しか出来ません。

そこで、ご来賓として出席され、式の進行中も大きく頷きながら熱心にメモを取られておられた大間教育長に、ご自身の感想も含めてお聞かせ頂ければ幸いです。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

お答えします。

令和5年度向洋小学校卒業証書授与式は、本年3月14日、向洋小学校体育館において挙行され、保護者や教職員、地域の方々が見守るなか、卒業生8名がめでたく卒業証書を受け取りました。

式典は、厳粛に執り行われ、「別れの言葉」では、在校生の元気な声が静かな体育館いっぱい響き渡り、それぞれの児童の成長を感じました。

また、向洋小学校独特のセレモニーとして、卒業証書を受け取った卒業生が自席に戻る前に、保護者にお花を渡すシーンがあります。その時、少し照れくさそうな顔をした子どもの表情、嬉しそうな保護者にはいつも感動しております。

小規模校ならではということではありませんが、児童生徒の晴れやかな姿を見ることは、いつも大変嬉しく、これまで経験したどの学校の卒業式も思い出深く、毎回、児童生徒から「ありがとうございました」という言葉を頂き、感動し、涙をしてまいりました。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

向洋小学校の小規模校としての立地、環境に、少し私自信バイヤスがかかっているのかもしれないんですけども、先ほど教育長がおっしゃられた花を保護者に渡すシーンなどは私も毎回、生で見て感動した記憶があります。先ほど申しましたように、最近は出席がコロナ発症以来叶っておりませんので、そろそろ、いいんじゃないかと思いながらいるんですけども、これが今後コロナが収まってからの状態なのか分かりませんが、個人的には是非参加をさせていただきたいなと思っておりますので、是非、お招きください。よろしくお願います。

次に、吉町長にお伺いいたします。

町長は常々わが町について、「人口の少ない町、規模の小さい町だからこそ出来るきめの細かい住民サービスを考え、デメリットをメリットにする発想の転換を図りたい」と言われ、まさにその発想の転換を図ることこそが、生き残る道だと思っております。

さて、町長のわが町についての発想を先ほどの向洋小学校向けに、文言の一部を入れ替えてみました。つまり「人口の少ない町」という文言を「児童の少ない学校」に、そして「住民サービス」を「教育」という単語に置き換えると、次のようになります。「児童の少ない学校、規模の小さい学校だからこそできる、きめの細かい教育を考え、デメリットをメリットにする発想の転換を図りたい」如何でしょうか。これは、けして私のこじつけや、揚げ足取りではなく、これまでの学校統合の意見交換の場でも、どなたかが同様の主旨で言われていたように記憶をしております。

この度の向洋小学校卒業式を見て、率直に感じたことを述べさせていただいた訳ですが、この点についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

ご質問の「向洋小学校の小規模メリット」についての私の見解ではありますが、一番のメリットは児童に対して教員の目が一人一人届きやすく、細やかな指導ができてることです。また、上級生が下級生を労り、下級生が先輩の姿を見て学び、児童の成長の一助となっていること、さらには、地域との連携が強く愛着が醸成されているなどがあげられます。このことにくわえ、保護者の皆様方の学校行事へのご協力により大変良好な学校運営ができていると評価しているところであります。

まさしく、議員おっしゃるとおり、小規模校のメリットを活かした学校教育がなされているのではないかとというふうに評価をしているところであります。

能登半島地震の発災を機に、今後50年後の「町の将来像」、「学校像」を考えるうえで、議論を重ねてまいりたいと思っておりますのでご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

吉村町長の小規模校としての向洋小学校への認識はまさに、私の思いと同じでありまして、何の文句の付けようがございません。その通りだと思います。

震災対応で多忙を極めるなかではありますけれども、議論を重ねていく際には是非計画を持って前に進めて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害復興に関する質問を致しますけれども、先ほどの小谷議員の質問と重複するものがかなりありますので、質問内容の省略や変更が多少あることを予めご理解頂きたいと思っております。

まず、公費解体に係る全体的な進捗状況について伺う予定でしたが、今ほど申しましたように、だいたい小谷議員の答弁で了解致しましたので、これを省きたいと思っておりますので、ご了解頂きたいと思っております。

次に、公費解体のスムーズな進行について伺います。

公費解体にあたり、家屋の所有者全員の同意が得られないなどの理由で申請が出来ないケースが多くあります。

先月末に環境省と法務省から「建物として用途を失っている場合、所有者全員の同意がなくても、市町村の判断で災害廃棄物として解体できる」また、「滅失登記されていない場合でも、所有者間で異議の出る可能性が低い状況なら『宣誓書』を提出することで解体が可能」と通知されたとの報道がありました。公費解体がスムーズに進まなくて困っておられる被災者の方々は、この報道に接して、暗闇に光明を見出した思いで受け止めたことと思っております。新聞での、県や各市町のコメント取材結果は様々で、穴水町においては「宣誓書も選択肢の一つと考える町の担当者は、『一步前進』と受け止め『公費解体が加速するか、現時点で分からない』と話した」と報道されておりました。

町としても「宣誓書」を適用したい気持ちはやまやまでも、トラブルが発生した場合、町が問題なく責任を免れることができるのか、環境省のマニュアルでもはっきりしないところがあって実施に躊躇する町の立場も理解できますが、この件について町の正式な見解をお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

環境省並びに法務省からの通知により、新たな指針が示されたところであります。

このことについては、被災自治体に配慮されており、迅速化の一助になると思っております。

一方、半壊など建物の機能がある程度残っている場合は、従来通り全員の同意が必要と解されるため、先ほど答弁させていただいた通り、建物性の滅失の判断基準の詳細は不明確な状況であります。

また、所有者間で異議が出る可能性が低い状況なら宣誓書を提出することにより可能とされていますが、訴訟リスクは少なくともありますので、宣誓書の導入については、慎重を期したいと考えております。

いずれにしましても、町といたしましては、国や県と連携を密にしながら情報の収集に努めるとともに、建物性が失われた場合等の判断基準の明示や免責措置などについて、引き続き要望するなど、課題を一つ一つ解決しながら公費解体の円滑化を図りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

やむを得ない事情から、町と正式な手続きを踏んだ上で自費解体をし、その後で全額かどうかは別にして公費補助をしてもらうケースがあると思うのですが、その場合は「同意書」あるいは「宣誓書」が必要になるのでしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

令和6年1月11日付け環境省事務連絡により、「被災市町村による損壊家屋等の解体・撤去開始前において、既に当該家屋等が位置する宅地等の所有者等が自らの宅地内の損壊家屋等の解体・撤去に着手し、又はそれを終了した場合、解体・撤去に係る費用の償還を行うことができる」とされています。

本町でも、令和6年3月に要綱を定め、5月末までに2件を受付けております。事業者と4月末までに契約した解体工事が対象となりますが、この2件はいずれも、所有者イコール申請者で、同意書並びに誓約書は不要でございました。

自費解体についても、建物性が失われた場合、建物性の機能が残る場合の所有者の同意等の取り扱いについては、現時点では公費解体と同様であります。判断基準の明示や免責措置などについて、引き続き国や県に要望するなど、課題を一つ一つ解決しながら公費解体の円滑化を図りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

次は、建てる方の質問です。

建設型応急住宅、いわゆる仮設住宅の整備もいよいよ大詰めに来ているようですが、その進捗状況と需給バランスについてお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

建設型仮設住宅の整備進捗状況と需給バランスについて、お答えします。

仮設住宅への申込件数につきまして、最大で532戸の申込がありました。それを基に、県への建設依頼戸数も同じく532戸の建設をお願いしたところです。

今後は、住宅の修繕が完了するなど空室が生じてきた場合は、みなし仮設住宅を含め町外に避難されている方に対して、帰郷の場として提供していきたいと考えております。

完成戸数につきましては、5月末において450戸の入居が可能となっております。残る82戸につきましては、6月下旬から7月下旬の完成を見込んでおります。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

仮設住宅にお住まいの方々が異口同音に言われるのは「出来ればずっとここに住んでいたい、2年経ったら出ていかなければならないのか」という切実な要望です。

私からは「状況次第で延長できるはずですよ」と答えていますが、法に基づく現実的な対応をお聞かせ頂きたいと思っております。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

仮設住宅の入居期限について、お答えします。

仮設住宅の入居期限は、完成の日から最長で2年と定められております。これにつきましては、災害救助法の規定により2年以内と定められているためです。その根拠としましては、建築基準法第85条第1項第4号を踏まえ原則2年としているものであります。

しかしながら、同条第5号において「被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足すること、その他の理由により2年間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火及び衛生上支障が無く、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、4項の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において期間を延長することができる」とも定められています。

今後、この法律の規定により2年間を超えて仮設住宅を更新する場合は、法に基づき国などに要望していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

次の仮設住宅団地内の自治会組織についても、小谷議員の答弁で了解致しましたので、質問を割愛させていただきます。

最後に、今後の災害復興公営住宅の整備について、お尋ねいたします。

来月中旬に整備される予定の、あるいは整備されてしまったのでしょうか下唐川地区の石川モデルと言われる一戸建ての6世帯分と、白山地区の長屋形式の22世帯分が、仮設住宅としての期間終了後に災害復興公営住宅として転換されると聞いておりますが、先日の全員協議会では、全体としての整備計画数や建物の形体また借り上げ方式などの運営方法についてはこれからとの説明でした。

町全体で、どれだけの入居希望者が潜在しているのか、私には推測ができませんが、執行部として希望世帯数をすでに推測しているのか、あるいは今後どのような方法で把握するのか、そしてその希望に十分応えられる用意と覚悟があるのか、現時点での見解をお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

今後の災害復興公営住宅の整備について、お答えいたします。

仮設住宅の入居を希望される方は、申込をする際に仮設住宅退去後の予定をお聞きしております。申込での状況は、約3割の方が自立再建、約2割の方が公営住宅、約1割の方が民間賃貸住宅、約4割の方が未定となっております。

仮に、平成28年の熊本地震を例に取りますと、仮設住宅を4,303戸建設したうち、災害公営住宅建設戸数は1,027戸と23.8%となっております。これを基にすると100戸を上回る戸数が必要と推測されます。

先ほど小谷議員からの質問にお答えしたとおり、今回の補正予算に計上させていただいた「災害公営住宅建設調査事業」により、仮設住宅入居者の今後の意向をアンケート等により早い段階で調査し、建設規模や必要面積を算出し、候補地の選定を行い、国や県と協議しながら被災者が安心して暮らせるような災害公営住宅の建設を進めてまいります。

○議長（佐藤豊）

大中議員。

○6番（大中正司）

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

ここで、10分間休憩といたします。

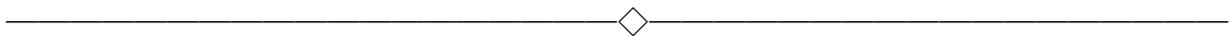
（14時50分休憩）



（15時00分再開）

○議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。



9番 小坂 孝純 議員

○議長（佐藤豊）

9番、小坂孝純議員。

○9番（小坂孝純）

9番、小坂です。

能登、穴水町に生まれ、育ち、78年。新年早々、能登半島大地震が発生しました。20名の尊い命、穴水町民の財産を1分足らずの時間で奪われてしまいました。改めて自然の力を、恐ろしさを痛感を致しました。

あれから、5ヶ月が経過致しました。全国から多岐にわたる団体、そして多くのボランティア各位のご支援をいただき、復旧復興に向けた日々、頑張っておられることに心から感謝を申し上げます。また、吉村町長を始め、町職員の方々にも仕事とは言え、感謝申し上げます。

質問は4点いたします。全問一括でお願いをいたします。

まず、能登半島地震の教訓を活かした災害対策についてであります。

能登半島地震から5ヶ月が過ぎた今、復旧復興が大変遅れていると言われております。半島という地形上の道路事情にも、原因があると思います。穴水町でも、主要道路のほとんどが被災し、改めて道路の大切さを痛感させられました。幸い、穴水町は奥能登の玄関口であり、まだ救われた点もあったのではないかと感じました。今後、この地震の教訓をこれからの災害対策にどのように活かしていくのか、考えをお聞きいたします。

2点目は、海岸護岸の迅速な対策を願うものであります。

海岸の護岸も、どこの地区ほとんどが被災しており、その状況は日々悪化が進行しております。被災した護岸に並行し、民家が建ち並ぶ地域も多くあり、毎日海水が出入りしています。今後、台風や満潮で更なる危険が懸念されます。そのために、1日も早い対策を願うものであります。

3点目は、震災前からの事業計画実施の有無はであります。

現時点では、復旧復興が最優先かと思いますが、震災前の政策や計画も多数あり、例えば学校、総合病院の計画案はこの状況の中、予定通り進めることができるのか、また、予定通り進めることの出来ない事もあるのか、お聞きをいたします。

また、全員協議会の席で小谷議員から指摘があったキャスル真名井ですが、吉村町長の見解では、「残念ながら再開は大変困難である」との事であります。このままでは、宿泊施設がなくなり、今まで以上に素通りの町となってしまいます。この先も再開の望みや検討の余地はないのか、再度お聞きをいたします。

4点目であります。町長は、今後の町づくりをどのように進めるのかであります。

先般の新聞記事では全国744市町が消滅の可能性がある。石川県では、9市町がその対象であると掲載されておりました。地震で被災した今後どうなるのか、不安と悲しみのどん底に立たされている中、県民には大変ショッキングな記事がありました。吉村町長は、この町の消滅に対して、どのように思い、また今後の町づくりをどのように考えて、進めていくの

かをお聞きいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

小坂議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、3つ目と4つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、現在、町の復興計画の策定に向け、全庁をあげて取り組んでいるところでありますが、復興計画の策定にあたっては、当然のことながら、震災前に策定された町総合戦略を始めとする各種計画やビジョン等との突合や整理、更には見直しも必要であると認識しております。

また、ご指摘のとおり、今回の震災を受けて、当初予定したスケジュール通りに進捗できない計画や事業などもございます。

一例をあげますと、「町立穴水小学校校舎の老朽化対策事業」につきましては、震災前までは、「老朽化による建替え」を計画的に進めておりましたが、被災により校舎が使用できない状態となったため、震災対応による建替えに切り替え、当初予算に「仮設校舎の建設費用」や、新たな「基本計画の策定費用」など、震災からの早急な復旧・復興を行うべく、必要な経費を計上させていただいております。

このように、学校施設だけではなく、公立病院も含め、全体的な事業計画等について、あらためて調整を行い、順次対応を行っていくところでございます。

次に、町内の宿泊施設についてですが、誠に残念ながらキャッスル真名井は、被害程度を専門の業者に診断いただいた結果、被害も甚大であり、修繕等による再開は厳しいものとなりましたが、のとふれあい文化センターについては、避難所としての利用は5月末で終了しましたので、これから再開に向けた準備を進めていくところであります。

また、町内の民間宿泊施設では、災害復旧関連の事業者等の受入れや、一般宿泊者の受入れなど、一部で営業を再開しているというお話もお聞きしております。

更なる民間宿泊施設の再開に向けて、国・県の「なりわい再建支援補助金」や「持続化補助金」などの支援制度の他、今回の補正予算にも計上させていただいております、町単独の「穴水町事業再建支援事業」としての上乗せ補助なども有効にご活用いただきたいと考えており、引き続き町としても宿泊業への再開の後押しができるよう、手厚い支援を行ってまいります。

その他、宿泊業の企業誘致などにも積極的に取り組み、賑わいを取り戻すべく、まちの復興に向け、邁進してまいりたいと思っております。

次に、4つ目の今後どのように町づくりを進めるのかについて、お答え致します。

議員ご指摘のとおり、石川県内では本町を含め、9市町が消滅可能性自治体に挙げられま

した。消滅可能性自治体とは、民間の有識者でつくる「人口戦略会議」において、20代から30代の若年女性人口が、2020年からの30年間で50%以上減少する自治体として位置づけられております。

ご承知のとおり、今回の地震は、17年前に発生した「平成19年能登半島地震」の被災規模を大きく上回り、私たちに甚大な被害をもたらしました。

この震災によって、本町だけではなく、奥能登全体の人口減少に拍車がかかっております。

過疎対策やなりわいの再生など、課題が山積する中での震災からの復旧・復興は、これまでに経験したことのないほど、長く険しい道のりになりますが、「みんなで創ろう 未来のあなみず」を理念に置き、4つのシンボルプロジェクトを中心に、1日も早い、災害復旧と被災者の生活となりわいを再建し、将来を見据えた中長期的な町全体の創造的復興に向け、私が先頭に立ち、住民と一体となって、町の総力を挙げて邁進してまいります。

私からの答弁は以上になります。残余のご質問については、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

次に、1つ目の能登半島地震の教訓を生かした災害対策について、お答えします。

議員のおっしゃる通り、半島という地形上、どこからでも出入りができる平地とは異なり、半島は一方向からしか出入りが出来ず、交通路が限られております。

現在、奥能登には4車線の幹線道路は整備されておらず、バイパスも少なく、2車線しかない道路や幅員が狭かったりするなど、脆弱な道路はまだ多くあります。

のと里山海道や国道249号など、主要な路線同士を結ぶ新たな路線の整備や幹線道路の4車線化を加速する対策を強く要望し、早期の事業化にむけて要望活動に取り組んで参ります。

また、今回の地震を受けて、県では被害の検証等を行ったうえで、防災計画の見直しが行われると考えております。本町といたしましても、今後の県の動向を注視し、今回の地震を教訓とした地域防災計画の改定に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

最後に、2つ目の海岸護岸の迅速な対策について、お答え致します。

海岸法に基づき、海岸保全区域及び一般公共海岸区域において海岸管理を行い、区分と致しまして、港湾局所管の「港湾海岸」、農村振興局所管の「農地海岸」、水産省所管の「漁港海岸」があります。

1月19日に「大規模災害からの復興に関する法律」における「非常災害」に令和6年能登半島地震を指定する閣議決定がなされ、同法に基づき、国による災害復旧事業の代行が可能となり、「港湾海岸」におきましては、穴水港海岸が大規模災害復旧法に基づく災害復旧工事の権限代行及び直轄事業の実施について決定されたところでございます。

同じく「農地海岸」におきましても、穴水海岸が直轄代行を行うこととなっております。「漁港海岸」におきましては、町で調査、設計を行い、今後の台風や満潮時の危険性を察知し、応急工事を検討しつつ、災害査定を行い、一日も早い復旧に向け推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

小坂議員。

○9番（小坂孝純）

それぞれご答弁を頂き、ありがとうございました。

1月1日、大地震があつて、穴水町の風景も一変致しました。今、公費解体が始まり、また、残念ながら町並みもすっかり変わってしまいます。これからも、大変でありましようけれども、町長を始め職員の皆さん、どうか体に気を付け、復興のため頑張ってください。



1番 宮本 浩司 議員

○議長（佐藤豊）

1番、宮本浩司議員。

○1番（宮本浩司）

災害対応もございまして、皆さんの疲労の度合はいかがでしょう。お二人を除いては、私より若い方ばかりですので、今日はもう少し頑張りましょう。

まずもって、この震災において亡くなられた方々へのご冥福をお祈りし、被災された住民の皆様へお見舞い申し上げます。また、発災当時から自らが被災者でもあるにも関わらず、昼夜問わず奔走していただいた町職員の皆さん、多くのボランティアの方々、応援にかけてくださった他の自治体職員、関係者の方々にも、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、第6次行政改革大綱、防災広場、文化スポーツ振興事業団、風力発電、空き家対策推進協議会、管理不全空き家の固定資産税の優遇措置、これらは昨年私が質問させていただいた項目でございます。本来であれば、私の一年間の総括として、今定例会においてこれらの事業に対する着手の有無、そして進捗状況をお伺いしたかったのですが、それどころではない状況になってしまいました。しかし、私の存在意義にもかかわることですので、次回以降、震災の状況や周りの空気を読みながらお尋ねすることにいたしたいと思っております。もし、答弁可能な方がおいでなら、今でもかまいませんがどうですか。普通いけませんよね。

一般質問につきましては、毎回マニュアルに基づき、可能な限り、持論や事例を省き質問に徹する努力はしているのですが、さすがに今回はそういう訳にもいかないと思っておりますので、ご了承ください。また、先輩議員の方々と質問が重複する際も同様でございます。

副町長、まだ出番ないですね。そろそろでしょう。

それでは、1番宮本。一問一答にて質問します。

初めに、住家の被害認定調査の申請に関することです。1月13日から開始した、被害認定調査ですが、5月下旬において、住家・非住家併せて6,667件が実施。そのうち二次調査は572件の申請があったようであります。二次調査を申請する理由は、いくつかあると思われるのですが、新聞では、「判定に不服」、「納得がいかない」が多い様に掲載されております。

そこで、お聞きします。二次調査においては、どのような方針を持ち、申請者に対してどのような対応、内容の説明を行っていますか。

○議長（佐藤豊）

出水税務課長。

○税務課長（出水幸織）

お答えいたします。

発災以来、統括支援県である静岡県と対口支援県である栃木県、奈良県、福岡県の方々のご支援のもと、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を進めて参りました。住家被害認定調査は、一次調査、二次調査以降につきましても、内閣府による「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従って実施するものであると認識しております。

住家被害認定調査の判定結果により、「災害対策基本法」において交付が義務づけられている罹災証明書を、可能な限り早く交付し、「災害救助法」に基づく住宅の応急修理の手続や、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の支給手続等につなげることが重要となります。そのためにも、被災者の方には、可能な限り早く、判定結果に対するご理解をいただくことが大変重要となります。

二次調査の申請に来られました方につきましては、一次調査の判定結果を説明し不服とす

る理由や再調査を希望する箇所を聞き取り、一次調査と二次調査の内容や相違点等を説明し、また判定方法が異なるため二次調査の結果が一次調査より下がる場合もあることをお伝えした上で、二次調査の申請を行うか、一次調査の罹災証明書で手続を進めるか判断していただいております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

二次調査の次、本来なら三次調査とは言わないらしいですが、ここではあえて三次調査と言わせていただきます。三次調査では、調査の方針や対応、申請者に対する内容や説明が、二次調査と異なるのでしょうか。

○議長（佐藤豊）

出水税務課長

○税務課長（出水幸織）

お答えします。

三次調査につきましても、内閣府による「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従って実施するものであると認識しております。

三次調査の申請の際は、二次調査の判定結果について、調査時の調査票や損傷箇所の写真等を提示しつつ、判定内容に対するご理解を得られるよう丁寧に説明を行い、不服とされる理由や再調査を希望する箇所等を聞き取り、場合によっては再調査を希望する箇所を含めた仮計算の結果を示した上で、三次調査の申請を行うか、二次調査の罹災判定で手続を進めるか判断していただいております。

被災者の方々が一日でも早く罹災証明書の交付を受け、生活再建に係る各種手続を行い、支援を受けていただくことができますよう、今後とも、迅速な調査と丁寧な説明に努めて参りたいと思います。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

なぜこんな質問をするのかと言いますと、空き家対策が長年、かつ深刻な懸案事項の一つであるということが理由の一つでございます。

調査は、申請が必要ですが、被害を受けた家屋がそのまま放置されれば、さらに空き家が

増加することは明白であり、所有者が自費で解体してくれるのであれば、ありがたいのですが、経済的負担を考えると中々そうならないのが現状であります。そうであるなら、二次・三次と詳細に調査することを推奨することで、その結果、仮に半壊以上と判定されれば公費解体が可能であり、少しでも空き家や管理不全空き家の増加を防ぐ一助となるのではないかと考えます。私のこの愚問に対する執行部の考えはいかがでしょう。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、被災家屋がそのまま放置されれば、さらに空き家が増加することは明白であり、空き家増加対策として公費解体の活用が考えられます。

町としましては、生活環境保全上の支障が生じないように、被災した空き家を把握し、申請していない所有者に公費解体を促すなど空き家増加防止に向け検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

この業務に限ったことではないのですが、申請する側には、それぞれ疑問や主張があります。ましてや、今回の罹災判定ともなると、判定区分によって支援金や給付金などに差が生じることで、今後の生活再建に影響する可能性があることから、ピリピリとしたものや、双方の主張と説明には平行線や食い違いが生じます。そこから、申請者と職員のやりとりが「穏やかではなかった」、「和やかではなかった」という話が聞こえてくることから、その辺り、いぶかっているところでもあります。そもそも、当事者と外野では見える景色が違うものですし、私の約40年間の町職員の経験で言いますと、何回研修を受けても、よっぽど心を入れ替えない限り、ダメなものはダメな気がします。双方どちらの主張が正しいのか否かは、ケースバイケースですが、決して一方だけが悪いと認識していませんので、誤解がないようお願いいたします。

通告はしていませんが、どなたか執行部、お一人にお聞きします。答えられる方がいましたら、是非、お願いいたします。

国会議員の方がよく「被災者の心に寄り添う」なる言葉を発します。町職員として、この「被災者の心に寄り添う」について、どのような認識をお持ちでしょうか。どなたでも、お一人。

○議長（佐藤豊）

吉村町長

○町長（吉村光輝）

「被災者に寄り添う」。弱い方に寄り添うということは、経験上、その方の立場に立てる事につきると思います。助けを求められている方が、どのような気持ちで、どのような苦しみを持っているかを想像できる想像力が、これからの行政職には必要という様な認識をしております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

まったくストーリーは、ございませんでした。

私も、今の町長発言と同感です。私的には、「人の心の痛みを理解してあげる。ですとか、相手の立場にたつ」と考えております。これまでの、答弁を聞くとまったく普通に思えるのですが、可能な限り普通に対応して頂きたいと思います。それでも、どうしてもダメなら、それはそれで仕方ないですね。

次、被災家屋の公費解体に関することであります。

被災家屋を公費解体するにあたり、問題や課題、とりわけ苦慮しているのが家屋の相続人の権利を持つ全員の同意ではないでしょうか。

輪島市では、申請者一人の「宣誓書」の提出により解体を認める方式を採用したとのことですが、それは本当なのでしょう。本当に信じていいのでしょうか。それで解体が進んでいるのでしょうか。真実は分かりませんが、疑わしい情報、間違った情報は町民を疑心暗記に陥れるだけでなく、執行部に不信感を持つと同時に、怒りの矛先が向くこととなります。

そもそも、誰も住めない家屋を解体することに文句を言ったり、反対する相続人はいないとは思いますが、このご時世何でもあり、言ったもん勝ち、ごね得。そこで、5月28日の環境省・法務省の通知であります。それによりますと「全壊などで建物の機能が明らかに失われた場合、全員の同意は不要。市町の判断で解体できる」とあり、ここでも最終的には末端の自治体である市町に判断させる、毎度お馴染みのパターン。すなわち、責任は市町。

輪島の朝市の火災状況であるなら、建物の機能が失われたということは誰でも理解できます。

そこで、お聞きします。

全壊などで建物の機能が明らかに失われた場合とは、全壊と判定された全てが対象となるのか。大規模半壊以下は、全て対象外なのか。半壊以下であっても、水回りの損壊が激しい

など、住宅としての機能を失っているなどのケースもあるのではないかと。以上、通知に対する見解をお尋ねします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

先ほどより答弁させていただいております、5月28日に発出された環境省並びに法務省の通知においては、「被災により建物が滅失し、その建物性が認められないといえるかどうかは、個別具体的な事案における判断となるが、一般に、例えば、①建物全体が倒壊又は流失しているもの、②建物が火災により全焼しているもの、③複数階建ての建物の下層階部分が圧潰しているもののほか、④建物の壁がなくなり柱だけになっているものなどは、建物性が認められないと考えられる」と示されています。

これにつきましては、あくまで一般的な一例であり、他にも罹災証明書の判定と合致しないような事案が考えられ、個別での対応になるかと思われませんが、現段階においては、その場合の判断基準は示されておられません。このことから、議員のご質問に明確なお答えができない状況であります。

繰り返しの答弁となりますが、町といたしましては、国や県との連携を密にし、建物性が失われた場合等の判断基準の明示や免責措置などについて、引き続き要望するなど、課題を一つ一つ解決しながら公費解体の円滑化を図りたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

先ほどと同様なのですが、町民・申請者が納得するように、出来れば穏やかに和やかに進めていただきたいと思います。

相続が発生している被災家屋に対して、相続人調査のための戸籍・除籍謄本等の提出を求めています。戸籍法の改正に伴い今年3月1日から他の市区町村の戸籍・除籍謄本等は公用で取得可能となったところがございます。

また、輪島市の話になりますが、すでに公用により取得し、原本還付に応じることで市民の負担の軽減が図られているところであります。ホームページには、これまでの提出を求める欄に、赤い×印が付けられて、「もう市民の皆さんは、取得をしなくても良いですよ」と記載されているのが、すぐ目に入ります。にもかかわらず、遺産分割協議書、印鑑登録証明書を含み、穴水町が申請者に戸籍・除籍謄本等の原本の提出を求める理由、他の自治体や金

融機関、法務局同様に原本還付を認めるべきではと考えるが如何でしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

被災家屋等の解体は、私有財産の処分にあたるため、公費解体の申請事務に際しては、所有者の本人確認や建物の情報などの把握を慎重かつ確実に行う必要があります。このことから、戸籍謄本や印鑑登録証明書、罹災証明書と遺産分割協議書を原本にて確認させていただいております。

また、その書類について、ご自身で事前に取得し持参されたものについては、コピーを取り、原本をお返しさせていただいております。

持参されていない戸籍謄本及び印鑑登録証明書については、住民福祉課と連携し、減免にて交付しており、その場合は、原本を公費解体の申請に係る添付書類として、提出させていただいております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

複数の相続人が存在することで、申請者には負担と困難が生じています。

そこで、提案ですが、同意書の取得範囲を限定するというのは如何でしょうか。例えば、申請人及び被災家屋の固定資産税を長年、納めている相続人に限定する。相続登記がなされているのであれば、最後の相続人に限定する。築年数や木造・鉄筋コンクリートなどの構造上の違いによる限定などご座いますが、私の提案はおかしいでしょうか。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

被災家屋等の解体・撤去は、私有財産の処分であることから、公費解体・撤去を行う場合でも、所有者自らの申請、または共有者の申請及び申請者以外の共有者等の権利者全員の同意を得てから進めることとなっております。一方、複数の相続人がいることで、申請者に困難かつ負担が生じていることも事実であります。

5月末の環境省並びに法務省の通知で、倒壊・焼失等で建物性が失われた場合には、建物所有権等が消滅し、関係者全員の同意がなくても公費解体が可能であることなどが示され、同意取得要件が緩和されたところでありますが、個別具体的な事案における判断となります。

いずれにしましても、所有者の財産に係ることであることから、事業実施にあたり、所有者間のトラブル回避を図る必要があります。また、申請には、様々な事情等があることから、一概に取得範囲を限定することは難しいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

この通知だけに限らず、本気で公費解体に取り組むためには、いろいろ何かと検討の余地があるはずであります。本気度に、期待します。単なる行政用語や答弁だけで終わらせないでくださいよ。

最後になります。令和4年以降、3ヶ年の1月から4月までの4ヶ月間における穴水町からの転出者数です。令和4年が134人、令和5年が85人、そして今年259人。勿論、就職、進学あるいは転勤の数も含まれています。とはいうものの、今年の転出者数は、一昨年の2倍、昨年と比較すると3倍に相当し、すなわち、これは震災の影響によるものと容易に察しがつきます。すでに町外に避難された方、偶然数名にお会いした際に「穴水に戻られるのですか」とお尋ねしたところ、その回答は「戻れない」又は、「戻らない」。戻れないと戻らないの違いは、それなりには分かるのですが、いずれにしましても、穴水町では「もう住まない」に違いはご座いません。

財務省の諮問機関「財政制度等審議会、財政制度分科会」、能登半島地震の復旧・復興が取り上げられました。被災地の人口は減っていくので、あれもこれも手を広げず、復旧・復興の対象や規模を絞る様に求めているのではないかと解釈できるような記事も掲載されておりました。また、被災した過疎地域など採算に合わない地域になるべく予算をかけたくないのではないかと推測されます。

先ほどの分科会でも、安全な地域への移動を促す必要があるのではですとか、危険度の高いエリアには住まないよう規制することも重要であるですとか。被災地の現状、被災者の思い、事情を考慮しない指摘もあったように思います。更には、民間組織「人口戦略会議」で、穴水町が消滅する可能性のある自治体に分類されました。このタイミングでの発表。彼らの仕事上、仕方のない事だとは思いますが、被災者、被災地、復興に向かう我々の意欲を削ぐものであり、やや配慮に欠ける様に感じます。タイミング的にもむかつきますし、所詮、能登半島地震は他人事と言ったところでしょうか。私が、むかついていても仕方のないで質問します。

今回の地震は、少子高齢化や過疎に悩む自治体に浴びせた、井上尚弥級のカウンターパン

チと私は表現します。これから、復興計画が策定される様ですが、お聞きします。重複して申し訳ありませんが、示すべき町の将来像、未来像について、現時点では、どのような構想、考え、イメージを持っていますか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

小谷議員のご質問にお答えしたとおり、先月24日に第1回目の策定委員会を開催し、私から復興計画の基本理念として「みんなで創ろう 未来のあなみず」を、お示しさせていただき、この基本理念に基づいたシンボルプロジェクトの4つについても、委員の方々にご承認をいただいたところであります。

そこで「私が示すべき町の将来像」についてですが、これから、この4つのシンボルプロジェクトを柱に、委員会を重ね本格的な復興計画の策定に入っていく訳ではありますが、復興計画に盛り込むこととなる分野別の取り組みについても同様に、「住んで良かった、これからも住み続けたい」と思われるような、前例に捉われない、夢や魅力のある復興を目標に「みんなで創ろう 未来のあなみず」が実現できるように、邁進してまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員

○1番（宮本浩司）

今度は、質問ではご座いません。

支援物資の配布、災害廃棄物の処理、仮設住宅、公費解体の対応は、執行部の皆さんの尽力のおかげをもって、他市町の方からは「穴水は早いな」との声も頂いております。とはいえ、退去する2年後に、不安を抱えながら仮設住宅で生活する住民、決して安全とは言えない自宅に住み続ける住民、本来なら住み続けたいと思いつつも、やむを得ず穴水町から離れる方々。加えて、自衛隊の撤退。各種サービスの終了などにより、絶望感、せきりょう感、孤独感、そして孤立。今後の不安を起因とする事故など、十分に懸念されるところでございます。

人口減少の歯止め、仮設住宅退去後の終の棲家や、働き場所の確保など、同時に進行させるべき問題、課題は山積ですし、町独自の支援策も求められることでしょう。町民の不安や心配を払拭することに加えて、今後の穴水町の復興には、リーダーすなわち、町長の強い決意と、リーダーシップを欠かすことは出来ません。勿論、調整能力、交渉力、政治能力、そして、経済感覚を持ち合わせていることも重要です。

この一般質問、ケーブル放送、ユーチューブでも動画配信されます。住民の皆さんは勿論、転出した方々が「やっぱり穴水がいいな」、「穴水へ戻らんかいや」という、望郷の念や、希望、そして今後の穴水町の復興に期待し、多くの方が町長のリーダーシップに期待しています。そして、町長の力強い言葉を、心待ちにしている方々が大勢いるんです。提案理由の説明の中や、本日の答弁で何回もお聞きしましたが、更に強いメッセージをアドリブが入っても構いませんので、町のリーダーとして復興にかける真剣、かつ強く熱い想いを、今、この議場から発信してもらえませんか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

これまで、私たちは17年前の平成19年と、令和6年と、二度も大きな震災を経験いたしました。今回の地震では、私は発災当初から可能な限り時間を作り、避難所や被災現場の他、仮設住宅など町内各地へ出向き、避難者や住民の方々からの様々な声をお聞きさせていただきました。多くのご意見や思いなどをお聞きする中で感じる「不安や不満」などといったことに迅速に対応すべく、国・県、そして静岡県をはじめとする対口支援や、全国からの応援自治体職員、ボランティアの方々、企業・団体からのご支援もいただきながら、歩みを止めることなく、一日でも早い復旧に向け、今日まで進んでまいりました。

これから私たちは、更なる本格的な復旧と復興に向け、しっかりと前を向いて進んでいかなければなりません。震災からの復旧と復興には、多くの労力と時間を要しますが、先ほども申し上げましたとおり、「みんなで創ろう 未来のあなみず」を理念に掲げ、住民と我々が力を合わせ、住民が安心して、安全に暮らせるまちづくりに向け、夢と魅力ある復興を目標に邁進してまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

本格的な復興は、始まったばかりではなく、すでに始まっているとの認識であります。

これからは、復興に向けた穴水町の本気度、底力が試されます。しかしそれは、町長一人や、執行部だけに課せられたものではご座いません。議会は当然のことですし、住民の皆さんにも本気になっていただく必要があります。ただ今の、町長のメッセージが多くの方に届くことを願い、そして響くと信じています。

最後に、先日石川テレビで放映された「能登デモクラシー」は多くの皆さんにご視聴され

た様です。放送終了後には、私宛に、LINE、メール、電話が30件以上ありました。皆さんの受け止め方は様々でしたが、いろいろと考えさせられた番組のようでご座いました。

私が言うのも変ですが、たくさんの方にご視聴頂きありがとうございました。

以上で、1番、宮本終わります。

4番 湯口 かをる 議員

○議長（佐藤豊）

4番、湯口かをる議員。

○4番（湯口かをる）

4番、湯口かをるでございます。

能登半島地震発生から、5ヶ月が経ちました。4月には、天皇皇后両陛下、秋篠宮様が当町にお入りになられました。被災者と、被災地をお見舞いくださいました。暖かいお言葉のお一言お一言に私たちは大きな希望と勇気を賜りました。心から感謝を申し上げる次第でございます。ここに改めて、震災で亡くなられた方々に、震災された皆様方に心からのお悔みと、お見舞いを申し上げます。長期間にわたり、給水が絶たれる中で、給水、炊き出し、入浴、仮設トイレ、支援物資の供給など、役場職員の皆様、自衛隊の皆様、そして多くのボランティアの方々による支援を頂く中での今日のこの一日を本当にありがたく感謝でご座います。被災された方々の住宅の確保と、再建は復旧、復興の最優先となる事業であります。さらなるスピード感を持って、皆さんの要望に答えていただくことを節をお願いを申し上げ、通告に基づき、一問一答で質問をさせていただきます。なお、先のご質問の皆様と重複する箇所がご座いましたら、ご容赦頂きたいと思えます。

初めに、家財の一時保管所の設置について、お尋ねをいたします。

町内では、被災家屋の解体が進められています。人生の思い出が詰まった大切な家を、解体しなければならない状況に胸が痛みます。被災家屋は、住居、商店、事業所、倉庫など様々であります。近くに家財道具をはじめ、生活必需品、商い等の商品や、材料の一時的な保管場所必要とされますが、家屋を解体する相談の際には、家財やその他の一時保管所の必要性を案件として出されなかったのでしょうか。平成19年の能登地震では、一時保管所設置の対応がありました。

今回の地震による被害は、前回とは比較出来ないほどの広範囲にわたる、大きな被害をもたらしています。震災による家屋の解体等に関する様々な事案は、当町だけではなく奥能登全体の市町の住民が関連する大きな問題でありますので、民間の事業者が被災者全ての方々

の要望に対応できるのか懸念されます。

現在、当町にはあちこちに空き校舎があちこちにありますので、町内での一時保管所の確保は可能ではないでしょうか。

震災に対する支援は、金銭、物、人の力など様々ですが、町民の方々にこれ以上心身の負担とならないような対応のご検討を節に要望致します。

家財の一時保管所の設置について、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、平成19年能登半島地震の折には、市街地の被災世帯から要望があり、家財を公共施設内に一時的にお預かりし、管理を行っていたところであります。

今回の令和6年能登半島地震により被害のあった世帯からも公費解体を進めていく上で、家財の一時保管場所の設置について要望があり、今後、公費解体の本格化に伴い、当該ニーズの増加が想定される場所があります。

しかしながら、今回、旧精育園施設をはじめ、多くの施設で被害があり、また、前回より被害が広域化していることから、受け入れできるスペースの確保やお預かりする財産の管理が大変厳しい状況にあります。

そこで、6月補正予算において、民間業者を活用した家財一時保管支援事業を提案させていただいたところあります。町としましては、引き続き、被災者に寄り添った生活支援に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

輪島市では、震災の被害を受けた輪島塗の再興を支援しております。当町の災害ゴミの仮置き場では、祭りのよばれに使う輪島塗の御膳が大量に廃棄されているとのことあります。この次代につなぐ手立てがないものかと大変残念に思います。伝統ある日本の文化、輪島塗の文化を守るための方策を皆で考えるべきではないかと思えます。行政として、常に被災された皆さんに寄り添って頂きたいものと思えます。

次に、仮設住宅や地域住民への見守り対応策について、お尋ねをいたします。

長期間に渡り、町内各所に避難生活をされておられた方々が仮設住宅へ引越できる状況になってきています。国は、早急に仮設住宅を建設して、命を守る対策を進めていく中で、仮

設住宅に入居後に体調を崩すこと等が発生しないよう、高齢者の見守りの強化や、仮設住宅での近所づきあいが失われることがないように、見守り活動が重要視され、家に閉じこもって寝たきりとなる生活不活発病を防止するために、仮設住宅内に、入浴や食事などの介護サービスを提供する拠点の設置を示していますが、国の方針に対し、当町の対応等についてお尋ねをいたします。

また、被災後に避難所へ行かずに、あるいは行くことができなくて、自宅での生活を余儀なくされた方々もおられますが、支援物資の配布や安否確認など、当時の対応についてもお尋ねをいたします。

震災発生から5ヶ月が経過する中で、町内や地域では、見慣れた顔や聞きなれた人の声がだんだん聞こえなくなっていく日常の生活環境の変化を感じます。

今後は、被災された町民の方々や、高齢者の方々へのより一層の見守り対策が必要となります。健康を管理する住民福祉課のみならず、社会福祉協議会や地域の公民館等の事業と連携しながら、震災を共に体験した皆さんの手を取りあって前を向いて踏み出せる事業の展開を願ってやみません。計画されている今後の仮設住宅、地域住民への見守り対策をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

笹谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（笹谷映子）

お答えいたします。

6月に入り町内の避難所が4箇所となり、多くの被災者の日常生活の場が避難所から仮設住宅、自宅などへ順次移行しています。

当町では、発災当初より保健師や地域の医師・薬剤師等が避難所や自宅への巡回訪問を行っていましたが、現在は、子育て健康課の保健師等が中心となり、復旧復興対策室、住民福祉課とチームを組んで、仮設住宅等へ個別訪問をしながら健康管理や生活相談など様々な支援を行っております。

更に、先の小谷議員のご質問にお答えさせていただいたとおり、町では、被災者を見守り支援していくための「地域支え合いセンター」を設置し、更に見守り体制を強化していきます。ここで行う「被災者見守り・相談支援事業」において、社会福祉協議会に地域をよく知る民生委員など複数名の相談員を配置し、町と協力して仮設住宅等にいる高齢者や支援が必要な方々の安否確認や生活状況の確認、相談支援を行います。

また、要介護者等に対しては、地震により被害を受けた町内サービス事業所においても徐々に運営を再開しており、人数制限しながら受け入れが始まっているところでございます。

このような状況の中、新たな通所・在宅サービス拠点の設置につきましては、今後の各事業所の復旧状況や利用者数の見込なども考慮しながら整備していく必要がありますので、事

業所や県と協議しながら慎重に対応していきたいと考えています。

最後に、被災者等に関わる全ての関係機関が連携し、見守り・相談支援体制を強化することで、被災者の孤立防止に努め、安全・安心して暮らせるまちづくりを目指して参ります。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

今後とも、行政の的確な対応は、子どもをはじめ町民皆様の大きな心の支えとなります。今後のきめ細かな、長い支援を心からお願いを申し上げます。

次に、河川の管理強化対策について、お尋ねをいたします。

この度の地震災害において、私たちは生きるための生活給水の必要性を実感致しました。水がなければ生きていけません。下唐川山中から流れ出る小又川と、河内山中から流れ出る山王川の清流は、宇留地浄水場と上野浄水場で生活用水となって各家庭に届けられています。

また、枯れることのない両河川の水は、農業用水となって田畑を潤しながら、下流の穴水湾に流れ出て、穴水町特産のカキの養殖やさまざまな海の幸を生みだしています。

現在、山王川の地震後の河川周辺の状況は、山からの大量の倒木と土砂が崩れ落ちて、震災の悲惨な爪痕を残しながら、日に日に災害後の周囲の状況が変わっていると、付近の住民の方が話しておられます。

関寺橋から下流には山から崩れ落ちた大量の倒木が川を跨いで覆いかぶさり流れの妨げとなっていました。5月末に大型重機による倒木の撤去が行われ地域住民を安心させてくれましたが、その下流にも倒木と土砂による危険な箇所が見受けられます。町内においても、二次災害防止のために危険な災害箇所の早期発見と対策が必要ではないかと思えます。

今後、大雨洪水が多く発生する季節に向かいます。洪水、そして町民の生活給水確保となる震災の被害を受けた両河川の管理が重要視されます。

災害防止となる河川の管理並びに安全な水道事業に繋がる河川の管理について各担当課にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

町内の河川は、県が管理する小又川などの二級河川が10河川、町が管理する曾福川などの普通河川が29河川ございます。

まず、川はたくさんの役割を果たしており、利水、環境、治水と大きく3つに分かれてお

ります。

水と緑の貴重な空間として地域社会に潤いを与え、飲み水や農業用水など、地域社会の生活を支えるものであり、植物や魚などの生き物を育てるといふ自然を担い、私たちに恩恵を与えてくれるものでございます。

その一方で、大雨、洪水により生命や財産を奪う恐ろしいものでもあります。

地震直後から河川調査を実施しており、地震で崩れた土砂が川をせき止める「土砂ダム」がないかの確認を行い、山王川上流でも河道閉塞により、宅地内に入り込んだ川水を防止するため、土砂除去を実施しております。

現在、河川護岸のひび割れや転倒しそうな擁壁等を確認し、復旧に向け調査を進めているところでございます。

今後も、二級河川の応急修繕を含めた維持管理を県に対して要望するとともに、危険箇所の把握に努め、住民の安全安心を確保するために、県と町が連携して、パトロール等により増破防止の対策を検討しつつ、復旧に向け努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

昨年の12月議会において、水道事業の関連質問で当町の耐用年数を経過した水道・排水管の早急なる対応の検討を申し上げました。この度、地震の被害を受けた当町の水道管の耐震化率は30%台であることが報道されております。水道事業復旧に当たり、20年、30年先を見据えた安全安心な水道給水が各家庭に届くことを願っております。

最後に、町の復旧・復興計画について、お尋ねをいたします。

穴水町の復旧復興計画は、災害からの復旧、生活の再建、なりわいの再建、街と集落の再生等を、災害計画の4つの柱として、ハード面では、国土交通省管轄の被害の被害状況調査となる建物、津波、宅地被害、道路や上下水道のインフラ、水産業、農業、工業、商業等の被害状況の調査により、被害状況に対応した市街地整備、また、ソフト面では、町事業のコンサルや、住民の意見等を集約した保健、医療、福祉の充実、農林漁業、商工業、観光などの復興、教育文化の向上、防災面の強化等を、令和6年内に策定するとあります。

4月19日に当町が東京の民間シンクタンク野村総合研究所と協定を結んだことの報道がありました。シンクタンクとは、専門知識を用いて、調査研究発表を行う機関で、非営利組織の政府系シンクタンクと、民間企業から誕生した営利機関の民間系シンクタンクがあり、それぞれの分野に関する政策立案、政策提言を主に行う研究機関であるとのことでもあります。

穴水町の復旧、復興の第一の柱は何か。基本方針は計画のベースとなるものであり、震災の復旧復興事業は、国との繋がりのある事業ではないかと思われませんが、非営利企業の政府系シンクタンクの検討もされたのでしょうか。営利機関の民間系シンクタンク野村総合研究

所と協定した利点と理由をお尋ねいたします。

また、5月24日に、初めて当町で穴水町復興計画策定委員会が開催されました。基本理念に、「みんなで創ろう未来のあなみず」を掲げ、「奥能登の玄関口再生」など4つのプロジェクトを柱とする骨子案のもとに今後は、復興未来づくり会議（仮称）や住民説明会等を実施して計画に反映させ、年内の策定を目指すとのことでもあります。

地域、性別、年代、業種を問わず、町民皆さんの大勢の声を、ぜひ「未来のあなみず」町づくりに活かしていただきたいものと念願する次第です。併せて吉村町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。

今回の震災の被害は甚大であり、インフラの復旧はもちろん、穴水町が将来どのように成長、発展していくかを考えなくてはなりません。従来の業務の枠を超えた活動が必要だと認識しております。

今回「復興に向けた支援活動に関する基本合意」を締結した株式会社野村総合研究所は、企業理念のひとつに「未来創発」を掲げ、同社の一部門である「未来創発センター」は、不透明さを増す日本・世界が直面する社会課題・経済課題を洞察し、科学的な判断に基づき、その処方箋を提言・発信する「未来志向型シンクタンク」を目指し、各領域で高い専門性を有したメンバーが、社会の未来像を描きつつ、社会・経済・経営の視点から様々な課題解決策を提案、また、グローバルな主体との連携を進めつつ、課題解決に資する先駆的な取り組みを実践することをミッションとしています。

同社は、阪神・淡路大震災を始め、東日本大震災や熊本地震において、被災自治体の復興計画策定や産業振興、まちづくりの支援など、様々な分野において実績もある他、国内外の企業との繋がりや国との関わりも強く、その災害復興や地域再生などに関して蓄えてこられた多様な知見は、穴水町の復興計画策定に向け、伴走者として必ずや大きな力になると信じ、私からお声かけをさせていただき、今回の基本合意の締結に至りました。

現在、同社より研究員2名の派遣含めた支援活動を含め全て無償でご提供頂いており、このご支援に答えるためにも、たくさんの町民の声をお聞きし、復興計画策定に邁進してまいりたいと思います。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

どうか町民の皆様の皆様の大勢の意見や声が、町の復興の大きな力となることを願っております。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤豊）

以上で、一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

「無い」ようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

質疑は「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第17号から議案第24号までの議案8件及び、報告第7号から報告第21号までの報告15件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第24号までの議案8件及び、報告第7号から報告第21号までの報告15件については、お手元へ配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号から議案第24号までの議案8件及び、報告第7号から報告第21号までの報告15件については、付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託することに決

定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。
これにて、本日は散会といたします。

(16時18分散会)

令和6年第2回穴水町議会6月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年6月14日(金)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

| | | | |
|------------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 吉村 光輝 | 副 町 長 | 宮崎 高裕 |
| 教 育 長 | 大間 順子 | | |
| 総 務 課 長 | 北川 人嗣 | 復興対策室長 | 黒田 篤史 |
| 環境安全課長 | 荒木 秀人 | 税 務 課 長 | 出水 幸織 |
| 住民福祉課長 | 笹谷 映子 | 子育て健康課長 | 谷口 天洋 |
| 観光交流課長 | 小林 建史 | 地域整備課長 | 金谷 康宏 |
| 上下水道課長 | 勝本 健一 | 会 計 課 長 | 岡浦 祥美 |
| 教育委員会 教 務 局 長 | 松尾 美樹 | 総 合 務 病 院 長 | 橋 本 真 |

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

◎議事日程

- 日程第1、付託議案等の委員長報告
- 日程第2、委員長報告に対する質疑
- 日程第3、討論・採決
- 日程第4、閉会中の継続審査及び調査

議 事 の 経 過

◎開議の宣告

(午前10時00分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

これより日程に基づき、議案第17号から議案第24号までの議案8件、及び報告第7号から報告第21号までの報告15件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 小坂孝純委員長。

○教育民生常任委員会委員長（小坂孝純）

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、6月12日担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第17号 令和6年度穴水町一般会計補正予算 第2号について、

議案第19号 令和6年度穴水町病院事業会計補正予算 第1号について、

議案第21号 穴水町介護保険条例の一部を改正する条例について、

議案第23号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

次に、報告第7号 令和5年度穴水町一般会計補正予算 第8号の専決処分の報告について、報告第8号 令和5年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算第3号の専決処分の報告について、

報告第10号 令和5年度介護保険特別会計補正予算 第2号の専決処分の報告について、

報告第11号 令和5年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の専決処分の報告について、

報告第13号 令和6年度穴水町一般会計補正予算 第1号の専決処分の報告について、

報告第16号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、
報告第19号 穴水町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、

報告第21号 令和5年度穴水町病院事業会計繰越計算書について、であります。

以上の議案について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からでた主な意見として、震災により、多くの集会所で修繕が必要な状況にあるが、地域コミュニティーを維持するためには、重要な施設である。早期修繕に務めること。

次に、公費解体が進められる中で、狭い道で作業を行うことが出てくると思うが、緊急車両等の通行には十分配慮し、計画的な作業工程を立てて欲しい。

次に、仮設住宅への入居が進み、入居者が新たな環境に適応できるように、行政及び関係団体が協力し見守りを実施して欲しい。などの、意見がありました。

以上、付託されました議案4件及び報告8件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決又は承認すべきもの」と決定をいたしました。

以上で、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

総務産業建設常任委員会委員長 浜崎音男委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（浜崎音男）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案について、6月12日に審査いたしましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

議案第17号 令和6年度穴水町一般会計 補正予算 第2号について、

議案第18号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算 第1号について、

議案第20号 令和6年度穴水町水道事業会計 補正予算 第1号について、

議案第22号 穴水町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第24号 農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について。

次に、報告第7号から第12号は、令和5年度穴水町一般会計及び各特別会計、水道事業会計補正予算の専決処分の報告について、

報告第13号 令和6年度穴水町一般会計補正予算 第1号の専決処分の報告について、

報告第14号 穴水町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、

報告第15号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、

報告第17号 穴水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、

報告第18号 穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、

報告第20号 穴水町防災広場仮設商店街整備工事請負契約の締結についての専決処分の報告について、であります。

以上の議案について、各担当課長から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からでた主な意見として、穴水町復興計画策定に当たっては、町民の意見を幅広く吸い上げ、反映させること。

町公式ホームページには震災関連の情報が日々更新されているが、新たに更新された情報が利用者に随時わかる様な工夫に務めてもらいたい。

商店街では、仮設商店街の整備が進められているが、更に人が集える施設の検討を行って欲しい。

宅地復旧支援事業に関連し、被災している宅地の早期復旧を図るため、石川県が管理する海岸護岸の修復を優先的に実施するよう、石川県に働きかけを行うこと。

狭い道での公費解体作業では、道路管理者と情報共有を図り、緊急車両の通行に支障をきたさないよう関係機関との連絡を密にすること。

以上、付託されました議案5件及び報告12件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決又は承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて、各常任委員会における委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、議案採決を行います。

議案第17号から議案第24号までの議案8件及び、報告第7号から報告第21号までの報告15件を一括採決いたします。

なお、各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決又は承認であります。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第24号までの議案8件及び報告第7号から報告第21号までの報告15件について、原案どおり可決又は承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第17号から議案第24号にまでの議案8件及び報告第7号から報告第21号までの報告15件について、原案どおり可決又は承認することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について穴水町議会会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

○議長（佐藤豊）

これをもって、令和6年第2回穴水町議会6月定例会を閉会といたします。

（午前10時15分閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和 6年 6月14日

議会議長 佐藤 豊

署名議員 小谷 政一

署名議員 湯口 かをる